

富 山 県

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年11月

目次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
5	対策の推進のための役割分担	9
6	行動計画の主要6項目	
	(1)実施体制	25
	(2)サーベイランス・情報収集	26
	(3)情報提供・共有	26
	(4)予防・まん延防止	28
	(5)医療	34
	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保	36
7	発生段階	37
III	各段階における対策	
1	未発生期	
	(1)実施体制	39
	(2)サーベイランス・情報収集	42
	(3)情報提供・共有	43
	(4)予防・まん延防止	45
	(5)医療	49
	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保	52
2	海外発生期	
	(1)実施体制	56
	(2)サーベイランス・情報収集	58
	(3)情報提供・共有	60
	(4)予防・まん延防止	62
	(5)医療	66
	(6)県民生活及び県民経済の安定の確保	69
3	国内発生早期以後、県内未発生期	
	(1)実施体制	74
	(2)サーベイランス・情報収集	76
	(3)情報提供・共有	78

(4) 予防・まん延防止	80
(5) 医療	84
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	86
4 県内発生早期	
(1) 実施体制	92
(2) サーベイランス・情報収集	94
(3) 情報提供・共有	95
(4) 予防・まん延防止	97
(5) 医療	101
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	104
5 県内感染期	
(1) 実施体制	110
(2) サーベイランス・情報収集	111
(3) 情報提供・共有	112
(4) 予防・まん延防止	114
(5) 医療	117
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	119
6 小康期	
(1) 実施体制	125
(2) サーベイランス・情報収集	127
(3) 情報提供・共有	127
(4) 予防・まん延防止	128
(5) 医療	129
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	130
別添	133

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

[国の取組]

国においては、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成 17 年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、数次の部分的な改定を経て、平成 20 年には、感染症法及び検疫法の改正により新型インフルエンザ対策が強化され、平成 21 年 2 月の改定に至った。その 2 か月後となる平成 21 年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されている。A/H1N1 の流行では入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原

性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国では平成 23 年 9 月に行動計画を改定した。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至ったものである。

[富山県の取組]

富山県においても、国の行動計画を踏まえ、平成 17 年 12 月に「富山県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を策定し、平成 21 年 6 月、平成 24 年 4 月にそれぞれ改定を行った。

また、平成 22 年 11 月には、新型インフルエンザ発生時においても、県が必要な業務を維持できるようにするため、発生時の業務継続上の基本的事項を定めた「新型インフルエンザ対応富山県業務継続計画」を策定している。

3 行動計画の作成

[政府行動計画の作成]

政府は、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴き、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。この政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

政府行動計画が対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

[富山県行動計画]

富山県では、特措法第 7 条に基づき、政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日）を踏まえ、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を聴いた上で、「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定め、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

政府行動計画については、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ変更を行うこととされている。県行動計画についても、政府行動計画等を踏まえ、適時適切に計画の見直しを行っていくこととする。

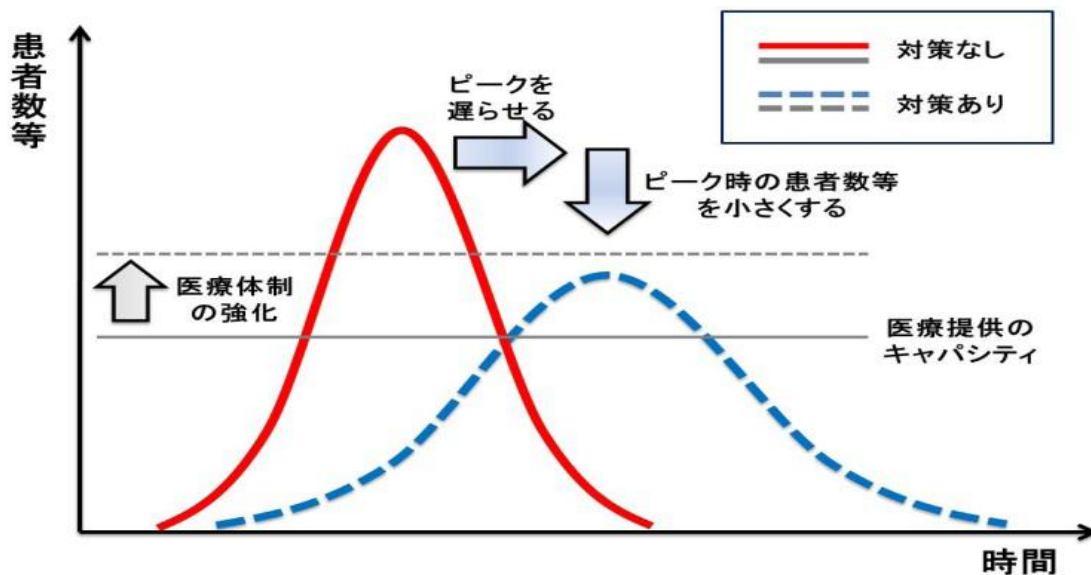
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、日本及び本県への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、その発生状況は不確定要素が大きく、新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、国における対策のもと、県の地理的な条件、人口分布、交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

[発生前の段階]

国等における水際対策との連携、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、県民に対する啓発や県・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

[発生した段階]

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。国内発生時に備えた対策を整えるまでの間、日本が島国であるとの特性を生かし、国等における検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

[発生当初など]

・病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

・県内発生当初の段階においては、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。また、新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対して、国の判断により、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であればこれを接種し、感染拡大に備えることが必要である

[感染が拡大してきた段階]

・国、市町村、民間事業者等と相互に連携しつつ、医療の確保、公共サービス等の事業継続に最大限の努力を行う必要がある。

・発生時に具体的対策の最前線となる県、市町村においては、国や県の行動計画等を踏まえ、地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることなどにより、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく、的確な対策を迅速に実施することが重要である。

・医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、国や県の行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。

・県内で感染が拡大した段階では、国や事業者等と相互に連携して、医療の確保や県民生活・県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要

がある。感染拡大時には社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されることから、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

・事態によっては、地域の実情等に応じて、他都道府県等とともに政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなる工夫も必要である。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となる。

このため、本行動計画は、新型インフルエンザ等対策を危機管理の問題としてとらえ、県、市町村、医療機関、公共交通機関、事業所、学校、家庭・個人などの役割分担、発生時の対応等についてもあらかじめ定めるものである。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え又は発生した時に、特措法その他の法令、県行動計画に基づき、国、他都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ

迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

国、県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理の観点から、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部は、政府対策本部、他の都道府県対策本部、市町村対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

県は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由

来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国の想定した罹患率や致死率等を本県（平成 23 年 10 月現在の本県の人口約 109 万人は、全国 1 億 2,780 万人の約 0.85%）に当てはめることで、本県の被害想定を行った。なお、本県は、富山市を始めとする都市部とともに、主に山間部を中心とする人口の少ない地区がある。新型インフルエンザの感染を考えると、人口の集中度及び人の交流の多少などがバラエティーに富み、全国のほぼ平均であると考えられる。

（上限値）

医療機関を受診する患者数	日本全国における患者数		富山県における患者数	
	2,500 万人		約 21.2 万	
入院患者数	中等度 (致死 0.53%)	重度 (致死 2.0%)	中等度 (致死率 0.53%)	重度 (致死率 2.0%)
	約 53 万人	約 200 万人	約 4,500 人	約 17,000 人
1 日当たり最大入院患者数	中等度	重度	中等度	重度
	約 10.1 万人	約 39.9 万人	約 850 人	約 3,400 人
死亡者数	中等度	重度	中等度	重度
	約 17 万人	約 64 万人	約 1,450 人	約 5,450 人

・全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。

・これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれの

あるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされた。これを踏まえ、今後、国において新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施されることとされている。このため、感染症予防策については今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・ピーク時（約2週間¹⁾）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度²⁾と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される等、様々な影響が予想される。

¹⁾アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。

²⁾2009年に発生した新型インフルエンザA(H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%と推定

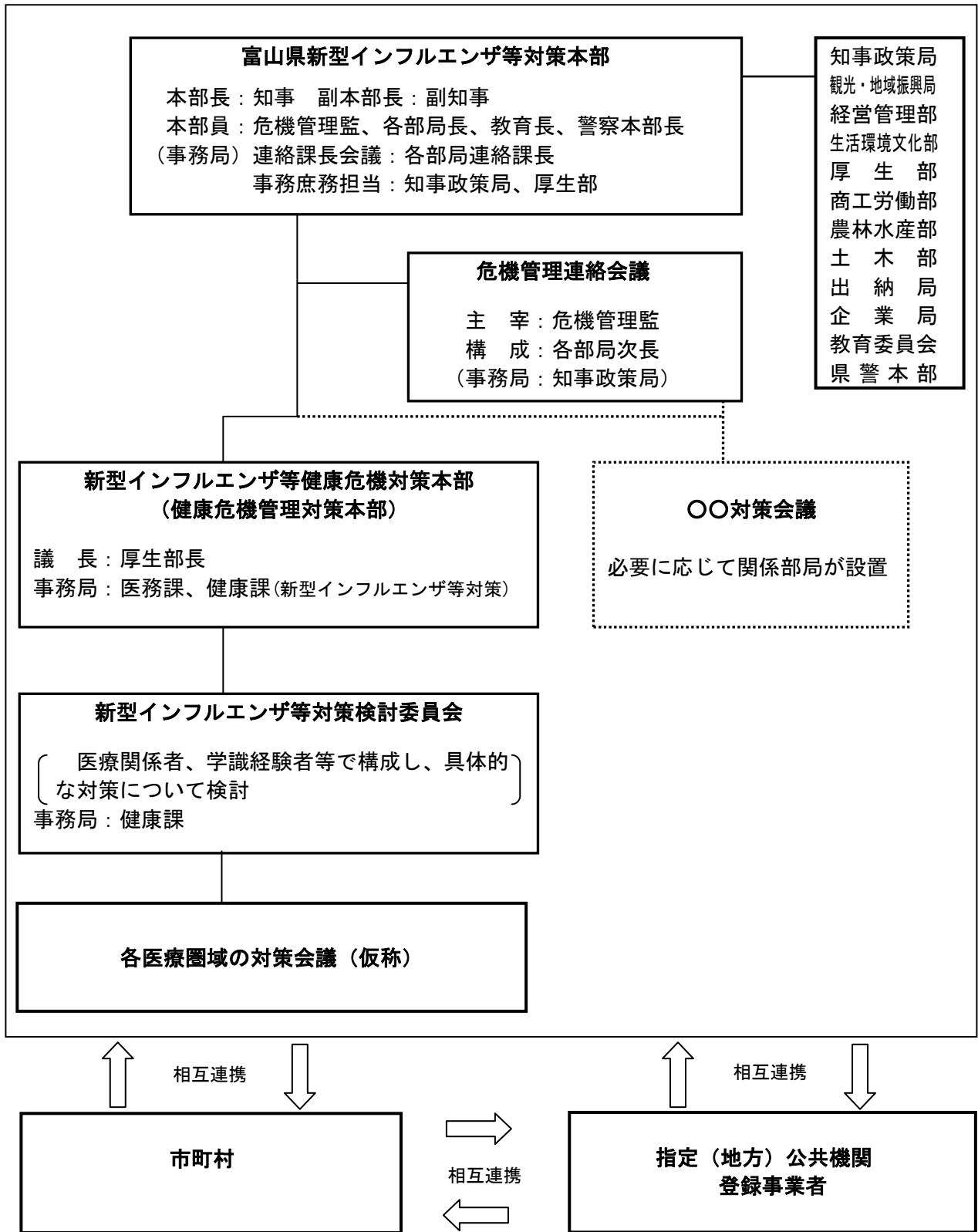
5 対策推進のための役割分担

(1) 推進体制

「富山県新型インフルエンザ等対策本部」（以下「県対策本部」という。）を設置し、「富山県危機管理連絡会議」、「富山県新型インフルエンザ等健康危機対策本部」、必要に応じて設置する各種対策会議と連携し、危機管理の問題として、関係部局が一丸となった対策を推進（実施）する。

また、医療関係者、学識経験者等からなる「富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会」において、新型インフルエンザ等に対する具体的な対策について検討する。

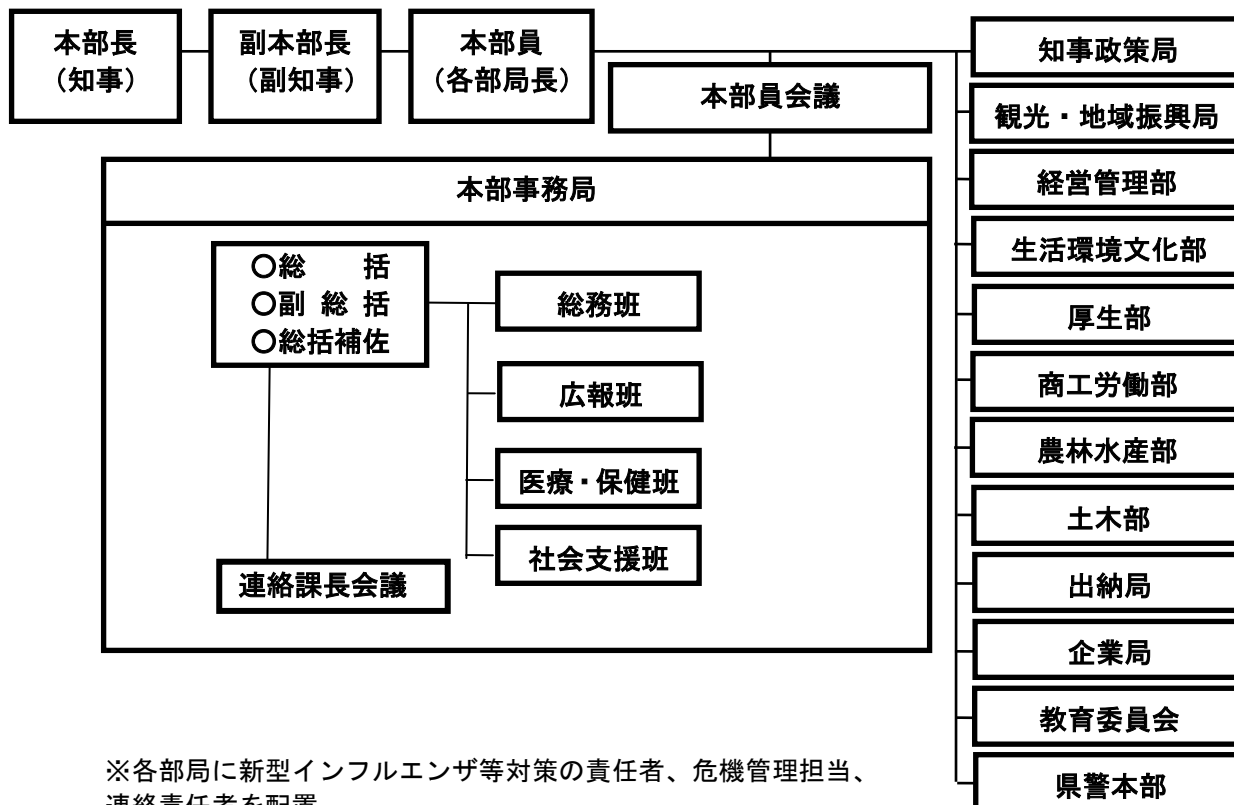
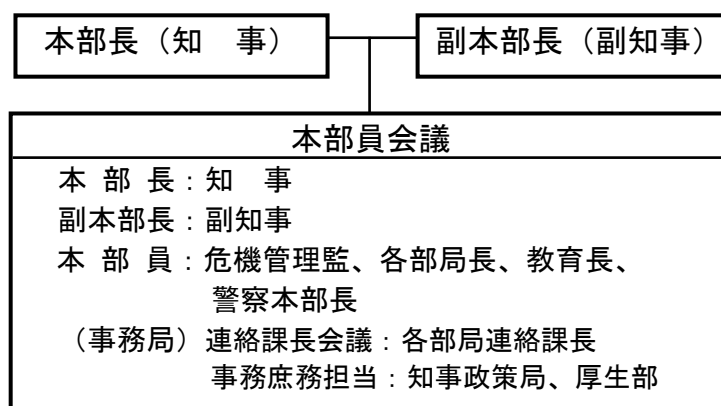
【新型インフルエンザ等対策推進（実施）体制】



(2) 富山県新型インフルエンザ等対策本部

- ・知事は対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に係る総合的な対策を行う。
- ・本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって構成する。
- ・知事を本部長、副知事を副本部長とし、危機管理監、各部局長、教育長、県警察本部長を本部員とする。
- ・事務局内に、連絡課長会議を置く。
- ・対策本部の事務は、知事政策局防災・危機管理課及び厚生部健康課において処理する。

富山県新型インフルエンザ等対策本部組織図及び事務局組織



※各部局に新型インフルエンザ等対策の責任者、危機管理担当、連絡責任者を配置

(3) 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は、発生した場合、地震や台風等の自然災害以上の、甚大な健康被害をもたらすおそれがあるが、地震や台風等の自然災害と異なり、目に見えるものでなく、また、被害が一時的ではなく、長期間にわたるものであることから、行政の対策に加え、何よりも県民が「自らの命は自らで守る」の意識をもって対応する必要がある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、感染拡大を防止し、被害をできる限り小さくするためには、国、県、市町村の対策はもとより、日頃から県民一人ひとりが必要な準備を進め、実際に発生した際は適切に対応していくことが大切である。

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、関係機関等には次のような役割が求められている。

■国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

■指定行政機関の役割について

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

■地方公共団体の役割について

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的

対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

◇◇◇県の役割◇◇◇

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、対策の中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応が求められる。このため、県は、新型インフルエンザ等の発生前においては、県の行動計画を策定し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくなど、発生に備えた準備を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「富山県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国における対策全体の基本的な方針を踏まえつつ、本県の状況に応じて判断を行い、総合的な対策を強力に推進する。

加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

◇◇◇市町村の役割◇◇◇

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と保健所を設置する市は、医療体制の整備に關する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

■医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

■指定（地方）公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものである。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものである。

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

<主な業務>

- ・業務計画の作成及び国（県）への報告、関係地方公共団体への通知等
- ・対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・点検、施設・整備の整備・点検
- ・政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）、都道府県対策本部長による総合調整、指示
- ・国（県）に対し、物資等の確保について応援を求めることができる。

■登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

■一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

■県民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている

対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

◇ 各部局・各課が担う役割

部局	役 割
知事政策局	
管理担当 少子化対策・子育て支援担当 政策評価担当 企画・広域連携担当	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る局内各課及び出先機関との連絡調整に関すること ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、局内の業務維持対策の調整等 ○全国知事会との連絡調整に関すること ○政府、国会その他関係機関に対する要望事項の取りまとめに関すること
広報課	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動の総括に関すること ・記者発表について報道機関との調整を行う。 ・健康課及び各担当課と協力して県のホームページ、広報媒体(テレビ、ラジオ、新聞、広報誌)により迅速かつ正確に情報を提供する。 ○県民からの相談・問合せに関すること ・関係部局と連携し、県民への適切な情報提供を行うとともに、問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。
秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ○知事及び副知事への対応に関すること ・知事及び副知事の感染予防対策を行う。 ・新型インフルエンザ等対策本部長、副本部長の秘書業務を行う。
消防課	<ul style="list-style-type: none"> ○消防機関への対応に関すること ・新型インフルエンザ等に対する普及啓発と迅速かつ的確な情報提供を行う。 ・感染者と接触する可能性の高い救急隊員等を対象とする研修会等の実施と注意喚起を行う。 ○県民への広報に関すること ・不要不急な救急要請を控えるよう普及啓発を図る。 ○消防学校における新型インフルエンザ等対策に関すること ・感染予防対策、臨時休業の検討・実施について指導・助言を行う。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること ・健康課ともに対策本部事務局を運営する。 ○自衛隊等への対応に関すること ・対策本部会議において、自衛隊及び海上保安部への出動要請が必要と判断された場合、当該機関の出動要請に関する連絡調整を行う。 ○社会・経済機能の維持対策に係る取りまとめ・調整に関すること
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通事業者への対応に関すること ・公共交通事業者に対し、迅速かつ正確に情報提供を行う。 ・従業員の健康管理の徹底と安定した公共交通機能の確保を要請する。 ・県民等に対し利用自粛の協力を要請する。 ・対策本部の決定に基づき、公共交通事業者に対し、国と連携して地域内での運行自粛を要請する。 ・運行の縮小等を行う場合は、利用者に対する周知を行うよう要請する。 ・公共交通事業者に乗客が公共交通機関を利用する際の留意事項(マスク、咳エチケットの励行)を周知するよう要請する。 ○富山空港管理事務所における新型インフルエンザ等対策に関すること

部局	役割
厚生部	
厚生企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設における感染予防対策に関すること ○市町村との連携による生活保護受給者への支援に関すること ○厚生センター、総合福祉会館における新型インフルエンザ等対策に関すること ○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉施設等における感染予防策に関すること ○市町村と連携した要介護者・要支援者や一人暮らし高齢者等への支援に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者の把握を行い、支援対策を検討する。
児童青年家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親世帯への支援に関すること ○児童福祉施設における感染防止策に関すること ○保育専門学院、児童相談所、富山学園、乳児院、女性相談センター、こどもみらい館における新型インフルエンザ等対策に関すること ○保育施設の臨時休業中の児童に対する指導等に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・県内発生により保育施設の臨時休業、児童の健康状態の把握等を要請する。
障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村と連携した障害者への支援に関すること ○障害福祉施設における感染防止策に関すること ○身体障害者更生相談所、知的障害者相談センター、黒部学園、砺波学園、高志学園、高志通園センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること
医務課	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連絡調整に関すること(健康課と合同) ○中央病院、総合衛生学院、衛生研究所における新型インフルエンザ対策に関すること
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策の総括に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定に関すること ・行動マニュアルの作成の助言等に関すること ○新型インフルエンザ等対策本部の事務局に関すること ○国際健康プラザ、心の健康センター、イタイイタイ病資料館における新型インフルエンザ等対策に関すること ○感染患者等への対応に関すること ○健康相談、情報提供、啓発等に関すること ○帰国者・接触者外来に関すること ○帰国者・接触者相談センターに関すること ○医療機関の確保に関すること ○積極的疫学調査に関すること ○サーベイランス(他の部局に関するものを除く)に関すること ○新型インフルエンザワクチンの確保及び接種に関すること
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○火葬業務の継続要請に関すること ○水道事業者への事業継続の要請に関すること ○生活衛生関係営業者への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と感染防止対策の励行を依頼する。 ○食肉検査所における新型インフルエンザ等対策に関すること
くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、適正な流通の確保に関すること ○新型インフルエンザワクチンの適正な流通の確保に関すること ○医薬品等の適正な流通の確保に関すること ○薬事研究所における新型インフルエンザ等対策に関すること

部局	役割
観光・地域振興局	
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等対策に係る局内各課との連絡調整に関すること ・ 部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・ 部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・ 職場内での感染予防、感染者の状況把握、局内の業務維持対策の調整等を行う。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県観光連盟、旅行代理店等の観光関連団体等への対応に関すること ・ 観光客に対する情報収集と情報提供を依頼する。 ・ 必要に応じ観光事業者に対し、事業の自粛を要請する。 ・ 不特定多数が来客する観光施設に対し、感染予防策の実施を要請する。 ・ 旅行代理店等に対して、発生地域への渡航者に対し注意喚起等を行うよう依頼する。
国際・日本海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の外国人への対応に関すること ・ 多言語で情報を提供する。発生状況に応じ相談を受け付ける。 ○ 国際交流事業への対応に関すること ・ 感染予防のため、必要に応じ、人的交流を伴う国際交流事業の自粛要請等を行う。 ○ パスポート申請者への対応 ・ 海外への渡航を希望する県民に対して、申請窓口で、渡航の自粛等を呼びかける。 (海外で発生している場合は発生国、県内で発生している場合は海外全て)
経営管理部	
人事課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整に関すること ○ 業務継続計画の策定等に関すること ・ 業務継続計画を策定し、計画に基づき、具体的な対応方針の検討等を指示する。 ・ 部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ○ 職員の感染予防に関すること ・ 職員の感染予防対策の実施及び感染状況の把握を行う。 ○ 部局間の職員配置の調整に関すること ・ 各部局において感染者が多数発生し、業務の遂行上、人員の不足等が生じた場合、職員配置の調整を行う。 ○ 職員研修所における新型インフルエンザ等対策に関すること ・ 感染予防対策の検討、実施を指導・助言する。
情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信事業者への対応に関すること ・ 事業者へ通信事業の確保を要請する
統計調査課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の感染予防対策に関すること ○ 他部局への応援に関すること
文書学術課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立教育機関への対応に関すること ・ 生徒、教職員等に対して新型インフルエンザ等に対する普及啓発を図るとともに、正確な情報を迅速かつ確実に提供するよう要請する。 ・ 発生状況に応じ、必要な感染予防対策を実施するよう要請する。 ・ 感染拡大防止のため、必要に応じ学校等へ休業を要請する。 ○ 県立大学及び公文書館における新型インフルエンザ等対策に関すること ・ 感染予防対策、臨時休業の検討・実施について指導・助言を行う。

部局	役割
財政課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る経費の確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生に対応するための必要な経費を確保する。 ○東京事務所における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・東京事務所に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。 ・国会、中央省庁等の情報収集及び連絡調整に努めるよう指導する。 ○県議会との連絡調整に関すること
管財課	<ul style="list-style-type: none"> ○来庁者に係る感染予防対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者による(への)感染拡大防止策の検討・実施を行う。 ○電話等の確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部設置に伴う臨時電話・FAX等を確保する。 ・相談業務用電話の開設・増設を行う。
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ○県税の納付に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・発生時の納付期限の延長、減免等など所要の対応の検討等を行う。 ○総合県税事務所、支所における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
市町村支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各課と市町村との連携・協力が円滑となるよう支援・協力をを行う。
生活環境文化部	
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等をとりまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○食料品・生活必需品等の安定供給に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・食料品・生活必需品の便乗値上げ等を防止するため物価動向等について監視を行う。 ○消費生活センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターに対し、感染予防対策の内容を周知する。 ・食料品、生活必需品の価格等に関する相談に適切に対応するよう情報を提供する。
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○県民会館、教育文化会館等県の文化施設における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導・助言する。 ・必要に応じ、休館等を要請する。 ○市町村、民間の文化施設における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設の感染予防対策や状況に応じた休館の実施の要請を行う。 ○文化団体等への対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のため不特定多数が参加する事業について自粛するよう要請する。
男女参画・ボランティア課	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者のニーズにより、ボランティア活動の展開を図る。 ○県民共生センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策の検討・実施を指導する。

部局	役割
環境政策課	<p>○廃棄物処理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理事業者に対し、感染症廃棄物の処理の事業継続を要請する。 ・市町村に対し、ごみ・し尿処理機能を確保するよう要請する。 <p>○環境科学センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策の検討・実施を指導・助言する。
自然保護課	<p>○立山センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策の検討・実施を指導する。 <p>○野鳥の鳥インフルエンザサーベイランスに関すること</p>
環境保全課	<p>○職員の感染予防対策に関すること</p> <p>○LPガスの供給等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LPガス販売事業者への要員確保、事業継続等の要請を行う。 <p>○他部局への応援に関すること</p>
商工労働部	
商工企画課	<p>○新型インフルエンザ等対策に係る部内各課及び出先機関との連絡調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・各課における対応マニュアル等の作成を促進させる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 <p>○関係事業者団体への対応に関すること</p> <p>○電力会社、ガス会社等所管するライフライン事業者への対応に関すること</p> <p>○大阪事務所、名古屋事務所、工業技術センター、総合デザインセンター、計量検定所における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導・助言する。
経営支援課	<p>○中小企業に対する金融支援策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の影響により経済的被害を受けた事業者に対し、金融支援の検討等を行う。 <p>○金融機関への対応に関すること</p>
商業まちづくり課	<p>○所管する食料品・生活必需品供給事業者団体への対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗等に対して感染予防対策の検討・実施を要請する。 ・食料品、生活必需品等の安定的供給を確保するよう要請する。 <p>○部内各課及び他部局の応援に関すること</p>
立地通商課	<p>○部内各課及び他部局の応援に関すること</p>
労働雇用課	<p>○部内各課及び他部局の応援に関すること</p>
職業能力開発課	<p>○技術専門学院における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <p>○認定訓練校、訓練委託先への対応に関すること</p>

部局	役割
農林水産部	
農林水産企画課	<p>○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等ととりまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 <p>○農林振興センター、農林水産総合技術センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
農産食品課	<p>○風評被害対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時における風評被害について関係団体等と連携して対応する。 <p>○食料関係事業者への対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、感染予防対策の検討・実施を要請する。 ・主食(米穀等)、生鮮食料品等の安定的供給を確保するよう要請する。 <p>○花総合センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者への感染予防対策の検討・実施を指導する。
農業経営課	<p>○金融支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの影響により経済的被害を受けた農業関係者に対し、金融支援の検討等を行う。
農業技術課	<p>○鳥インフルエンザに関すること</p> <p>○家畜保健衛生所における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。 <p>○食品(畜産品)関係団体への対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体に対して、感染予防対策の検討・実施を要請する。 ・畜産品の安定的供給を確保するよう要請する。 <p>○畜産農家への対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体を通じて事業者への衛生対策等を要請する。
農村整備課	<p>○部内各課及び他部局への応援に関すること</p>
農村振興課	<p>○小矢部川ダム管理事務所等における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小矢部川ダム管理事務所等に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
森林政策課	<p>○中央植物園、有峰森林文化村における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者への感染予防対策の検討・実施を指導する。
水産漁港課	<p>○水産関係団体への対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生国・地域での県内漁船の操業状況を把握する。 ・発生国・地域への出漁等の注意喚起を行うよう依頼する。 <p>○栽培漁業センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培漁業センターに対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。 <p>○水産物に係る風評被害対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生時における風評被害について関係団体等と連携して対応する。

部局	役割
土木部	
管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 ○土木センター、土木事務所における新型インフルエンザ対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
建設技術企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策に係る部内の連絡調整に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ○他部局への応援に関すること
道路課	<ul style="list-style-type: none"> ○他部局への応援に関すること
河川課	<ul style="list-style-type: none"> ○ダム管理事務所における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各ダム管理事務所に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
砂防課	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の感染予防対策に関すること ○立山カルデラ砂防博物館における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・利用者への普及啓発や感染予防対策の検討・実施を指導・助言する。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ○伏木富山港における水際対策の情報収集に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・入港船舶及び検疫の状況を把握する。 ○伏木富山港における国際埠頭施設内の出入管理に関すること ○富山新港管理局、港事務所における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、利用者への普及啓発や感染予防対策の検討・実施を指導する。
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園施設の利用制限に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のため施設の利用制限を検討する。 ・各施設に対し、利用者への普及啓発や感染予防対策の検討・実施を指導する。 ○下水道機能の確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・下水道公社及び市町村に対して下水道事業の継続を要請する。
建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ○県営住宅居住者から問合せへの対応に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅指定管理者に対し、情報提供を行う。
営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ○他部局への応援に関すること
出納局	
検査室	<ul style="list-style-type: none"> ○他部局への応援に関すること
出納課	<ul style="list-style-type: none"> ○出納室における新型インフルエンザ等対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・各出納室に対し、感染予防対策の検討・実施を指導・助言する。
総務会計課	<ul style="list-style-type: none"> ○医療資材等必要な物品の発注に関すること

部局	役割
企業局	
経営管理課	<p>○新型インフルエンザ等対策に係る局内及び出先機関との連絡調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内に係る業務継続計画の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、局内の業務維持対策の調整等を行う。 <p>○駐車場及びゴルフ練習場における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
電気課	<p>○電気事業の確保に関すること</p> <p>○発電管理所、発電制御所における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
水道課	<p>○水道及び工業用水道事業の確保に関すること</p> <p>○水道管理所における新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
教育委員会	
教育企画課	<p>○新型インフルエンザ等対策に係る部内及び出先機関との連絡調整に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部局に係る業務継続計画の策定を行う。 ・部内各課における行動マニュアル等を取りまとめる。 ・職場内での感染予防、感染者の状況把握、部内の業務維持対策の調整等を行う。 <p>○教育事務所、総合教育センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
生涯学習・文化財室	<p>○社会教育施設の感染予防対策に関すること</p> <p>○県民生涯学習カレッジ、県立図書館、青少年自然の家、立山荘、埋蔵文化財センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。
教職員課	○教職員の罹患状況、出勤状況の把握に関すること
県立学校課	○県立学校の臨時休業中の生徒に対する学習指導、生活指導に関すること
小中学校課	○小中学校の臨時休業中の児童・生徒に対する学習指導、生活指導に関すること
スポーツ・保健課	<p>○高岡総合プール、武道館、富山弓道場、総合体育センター、福光射撃場、スキージャンプ場、漕艇場、上市カヌー競技場、西部体育センターにおける新型インフルエンザ等対策に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設に対し、感染予防対策の検討・実施を指導する。 <p>○施設の休業要請に関すること</p> <p>○体育施設の感染予防対策に関すること</p> <p>○小中学校、県立学校の感染予防対策等に関すること</p>

部局	役割
警察本部	
	<ul style="list-style-type: none"> ○国際海空港及びその周辺における警戒活動等に関すること ○犯罪の予防・取締りに関すること ○防疫措置の支援に関すること ○関係機関・団体に関する活動自粛要請に関すること ○被留置者の感染予防に関すること ○医療機関、薬局その周辺における警戒活動に関すること ○多数死体の死体見分に関すること
監査委員	
監査第一課	○他部局への応援に関すること
監査第二課	○他部局への応援に関すること
人事委員会	
職員課	○他部局への応援に関すること
任用課	<ul style="list-style-type: none"> ○採用試験における感染予防対策に関すること ・発生時における採用試験の対応について検討する。
労働委員会	
	○他部局への応援に関すること
富山海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会	
	○他部局への応援に関すること
議会	
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○議員への情報提供に関すること ○議員・職員の感染予防対策に関すること
議事課	○各種会議の開会に関すること
調査課	○情報収集に関すること

6 行動計画の主要6項目

行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 県民生活・県民経済の安定の確保」の6項目に分けて計画することとし、各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等発生前においては、専門家の意見を踏まえつつ、各部局が連携し、それぞれの対策を推進していく。

また、「危機管理連絡会議」、「健康危機管理対策調整会議」の枠組みを通じ、関係部局間における認識の共有と連携を確保し、一体となった取り組みを推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

関係部局は、新型インフルエンザ等のまん延防止や住民生活の支援において市町村との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めるほか、国や国の関係機関との情報交換を通じ、情報収集に努める。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、県全体が一体となった対策を強力に推進するため、政府対策本部設置後、速やかに富山県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：県知事。以下、「対策本部」という。）を設置する。状況に応じては、現地対策本部の設置も検討する。

また、新型インフルエンザ等の発生前から、行動計画の作成等に際し、「富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会」等を活用して、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められる。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。新感染症が発生した場合は、国が WHO 等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制が構築される。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は患者の全数把握を中止し、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。

地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

[情報提供・共有の目的]

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国や県だけでなく、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

[情報提供手段の確保]

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

[発生前における県民等への情報提供]

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に県民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

[発生時における県民等への情報提供]

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

特に、市町村、医師会などの医療関係団体、その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮する。さらに、県内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、国との共有に最大限の注意を払う必要がある。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する等の対応が必要である。また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることに留意する。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明

の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

[発生時における県民等との情報共有]

地域における対策の現場である、医療機関、指定地方公共機関、その他の関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。また、リアルタイムでの正確な双方向の情報共有のためには、直接的なコミュニケーションの手段としてインターネット等を活用することを検討する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防・まん延防止の目的

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

- ・ 個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

- ・ 実際に対策を実施する際に協力が得られるよう、発生前から広く周知することも重要である。

- ・ 個人レベルでの対策については、県民に対し、手洗い、うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策を実践するよう促すとともに、自らが患者となった場合は感染を広げないよう外出を控えたり、マスクの着用といった基本的行動の理解促進を図る。

(4)-2 主な感染拡大防止策について

- ・ 個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

- ・ また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

・海外で発生した場合には、国において、入国者の検疫強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化等が行われる。この場合、県は、検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康観察を厚生センター・富山市保健所が中心となり実施する。健康観察の結果、発熱等健康状態に異常を確認した場合には、医療機関への入院、接触者の調査等必要な措置を迅速に講じる。

(4)-3 予防接種

i) ワクチンについて

・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ii) 特定接種について

ii-1) 特定接種の対象

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

このうち、①の「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定

接種の対象業務を定める。

具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に県民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

①医療関係者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④それ以外の事業者の順とすることを基本とする

①医療関係者：別添(1)に示す「A-1：新型インフルエンザ医療型」、「A-2：重大緊急医療型」の基準に該当する者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員：別添(2)に示す区分1及び区分2に該当する公務員。(2)に示す区分3（民間事業者と同様の業務）に該当する公務員は、同様の業務を行う民間登録事業者と同順位とする。(2)に示す上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業の業務を行う公務員についてはグループ③とする。

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者：別添(1)に示す「B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定同類型（業務同類系）、B-4：指定同類型（社会インフラ系）」の基準に該当する者

④それ以外の事業者：別添(1)に示す「B-5：その他の登録事業者」の基準に該当する者

事前に上記のような基本的な考え方を国において整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

ii-2) 特定接種に用いられるワクチン

特定接種に用いられるワクチンについては、国の判断により、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンが用いられることとされ、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとされている。

ii-3) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められている。

特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

iii) 住民に対する予防接種

iii-1) 住民に対する予防接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

[住民接種の接種順位]

住民の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。国においては、事前に下記のような基本的な考え方を整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定される。まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、国において、以下の4群に分類することが基本とされている。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

・基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

・妊婦

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もある。このため、国において、以下のような基本的な考え方を踏まえ、接種順位が決定されることとなっている。

iii-2) 住民に対する予防接種の接種体制

住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図り、県は、医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら、これに協力する。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

v) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

予防接種順位の考え方

イ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

◆小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

ロ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

ハ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

◆成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

◆高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(5) 医療

(ア) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、厚生センター等を中心として、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について、十分な検討や情報収集を実施する。

(イ) 発生前における医療体制の整備について

厚生センター等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、医師会、薬剤師会、公的病院等地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報提供について迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診察のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。

医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来以外の医療機関において診療することとなった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。臨時の医療施設の確保について、2次医療圏ごとに設置される対策会議（仮称）等を活用し、あらかじめ話し合っておくことが重要である。また、在宅療養の支援体制を検討し整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請又は指示（以下「要請等」という。）することができる。

国及び県は、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供等の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬について

諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国において国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が行われることとされている。県では、国からの要請に基づき、備蓄を行うとともに、新型インフルエンザ患者発生時に抗インフルエンザウイルス薬が不足することがないように放出方法等の検討を進める。

また、不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対し国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、今後、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、備蓄薬を追加・更新する際には、国の要請に基づき、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員等の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の県民生活を維持することすらできなくなるおそれがあることから、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の県民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等発生前は、県民生活及び県民経済への影響を最小限となるよう、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に準備を行い、従業員や職場における感染予防対策、継続すべき業務、勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフルエンザ等発生時は、職場における感染予防策を実施し感染拡大の抑制に努め、事業計画を実行し事業活動を維持・継続するため、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

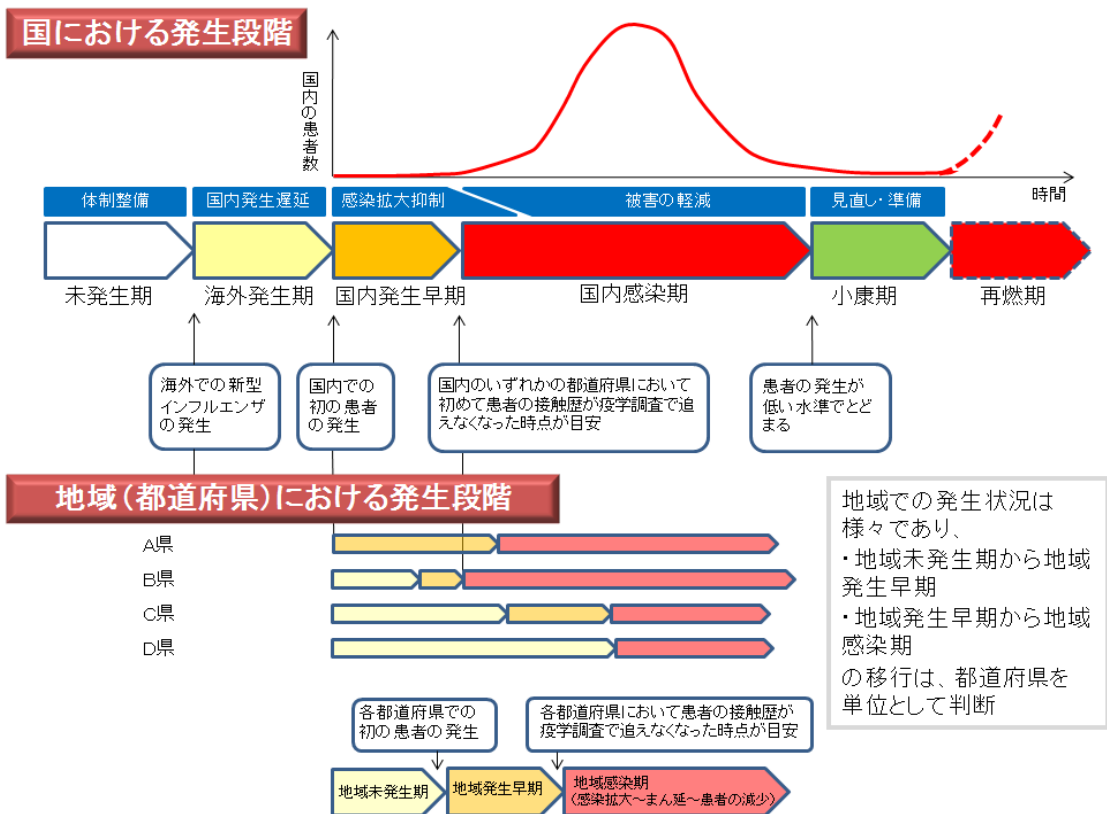
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

県内での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を踏まえ、本県の対策本部において決定する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

<発生段階>

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態
		(県内発生早期) 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	



<国及び県における発生段階>

(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるパンデミックインフルエンザのフェーズの対応表

本行動計画の発生段階	WHO のフェーズ ^{*)}
未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	
	ポストパンデミック期

^{*)} 2013 年 6 月 10 日には、WHO の Pandemic Influenza Risk Management Interim Guidance(2013) では、Interpandemic phase, Alert phase, Pandemic phase, Transition phase の 4 つのフェーズが記載されている。

III 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成し、対応方針等について定めることとなっている。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期については、国の方針や基準等を参考にしながら、県内の状況等に応じて、周辺地域の状況も勘案して判断する。

1 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国等と緊密に連携するとともに、サーベイランスの実施を通じて、早期の情報確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国との連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行うとともに、動物のサーベイランスに努める。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成

県、市町村、指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(1)-2 体制の整備及び国・市町村等の連携強化

[対策本部の設置]

- ・知事を対策本部長とする「富山県新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。
- ・必要に応じて「富山県危機管理連絡会議」や連絡課長会議等を開催し、各部局間の認識の共有化と連携を図る。
- ・国、県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

[業務継続計画]

「新型インフルエンザ等対応富山県業務継続計画」（BCP）の策定と点検・見直しを行う。

[マニュアル等の作成]

各部局において、具体的な対応を定めたマニュアル等を作成する。

[訓練の実施]

新型インフルエンザ等の発生に備え、具体的な想定に基づく訓練を実施する。

[国等との連携]

国の実施する研修会等への参加、関係機関等への研修派遣等を行い、人材育成を図る。

◇◆◇ 庁内関係課等の対応—実施体制（未発生期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の行動計画を策定し、随時点検・見直しを行う。 ・ 県の行動マニュアルをとりまとめる。 ・ 国、指定（地方）公共機関、登録事業者、近隣各県、市町村等との連携・協力体制を整備する。 ・ 新型インフルエンザ等対策が円滑に実施できるよう、国、市町村、関係機関・団体等と連携・協力し、様々なケースを想定した図上・実地訓練を実施する。 ・ 富山県危機管理連絡会議等を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報・認識の共有を図るとともに、県が実施する具体的な対策の協議・検討・調整等や実施体制の整備等を行う。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、医療関係者等の専門家で構成される富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会を開催し、富山県危機管理連絡会議等と連携をとりながら、医療対応等に関する協議・検討・調整等を行う。 ・ 新型インフルエンザ等に対する正しい知識の普及・啓発と危機管理意識の醸成を図るため、県職員、市町村職員、医療関係者等に対し研修会、説明会、講演会等を実施する。 ・ 市町村に対して、行動計画、業務継続計画、行動マニュアル等の策定や発生に備えた対策、予防接種などまん延防止に備えた対策、実施体制の整備、訓練の実施等について協力を実施する。
人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生から大流行を経て終息に至るまでの間、県庁機能を維持し、県民への行政サービスを円滑に提供できるよう県の業務継続計画を策定するとともに、随時点検・見直しを行う。 ・ 職員の緊急連絡網を整備する。 ・ 職員に対し新型インフルエンザ等対策に関する正しい知識の普及、啓発を図る。 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対する特定接種の実施について、体制の整備を図る。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の行動計画に定めるもののほか、国が示した行動計画やガイドライン等を参考に、各課で実施する対策の内容、実施手順等を可能な限り具体的に示す行動マニュアル等を作成する。 ・ 出先機関に対して、業務継続計画や行動マニュアル等の策定・点検・見直し、発生に備えた対策・実施体制の整備等を指示するとともに必要な助言を行う。 ・ 関係機関・団体等に対して、事業継続計画や行動マニュアル等の策定・点検・見直し、発生に備えた対策・実施体制の整備等を要請するとともに必要な支援を行う。 ・ 国、市町村、関係機関・団体等との緊急時の情報連絡網を整備する。 ・ 市町村、指定（地方）公共機関、登録事業者、関係機関・団体等との連携・協力体制を整備する。

(2) サーベイランス・情報収集

[サーベイランス、情報収集]

・人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する等、国の感染症発生動向調査に協力する。

また、指定届出機関におけるウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）の調査に協力し、流行しているウイルスの性状について国から情報収集する。

・インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向に関する国の調査に協力し、重症化の状況について国から情報収集する。

・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）について国の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

・国において実施される、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力し、国民と県民の免疫の状況について情報収集する。

・国が実施する鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスについての情報収集に協力し、国立感染症研究所が実施する分析評価も含め、得られた情報の共有・集約化を図る。

[調査研究]

・国が行う調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等に関する研究を実施する。

・新型インフルエンザ等の県内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や保健所を設置する市や国、他の都道府県等との連携等の体制整備を図る。

◆◆◆庁内関係課等の対応—サーベイランス・情報収集（未発生期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課 文書学術課 スポーツ・保健課	<p>・人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、以下の調査を実施する。</p> <p>① 感染症法に基づき、県内の指定の48医療機関において感染症発生動向調査を実施するとともに、5基幹定点医療機関におけるインフルエンザによる入院患者の発生動向を週毎に把握する。また、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。</p>

	<p>② 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</p> <p>③ 各年代別の抗体保有状況を確認するため、国の委託を受けて流行予測調査を実施する。〈感染症流行予測調査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立感染症研究所が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等に関する研究を実施する。 ・新型インフルエンザ等に関する発生状況、国等が実施する対策等について、国際機関（WHO等）、国、関係機関・団体等から情報収集を行う。
--	---

（3）情報提供・共有

[継続的な情報提供]

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、広く県民に対し、継続的で分かりやすい情報提供を行う。

- ・手洗い、うがい、咳エチケット等、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

[体制整備]

- ・国が行う都道府県等と緊急に情報を提供できるシステムの構築に協力する。

- ・発生段階ごとの県民への情報提供内容や媒体の検討を行う。また、メディア等への十分な説明を行うため、広報体制を整備する。

- ・情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。

[相談体制]

- ・新型インフルエンザ等発生時に、国の要請を受け、一般的な問合せに対応するコールセンター（相談窓口）を厚生センター・支所、富山市保健所（以下、「厚生センター等」という。）に設置するための準備を進める。また、市町村に対してコールセンター（相談窓口）を設置する準備を進めるよう要請する。

◆◆◆ 庁内関係課等の対応—情報提供・共有（未発生期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
広報課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、県ホームページ等を利用して、継続的で分かりやすい情報提供を行う。 ・ 国が行う都道府県等とメールや電話等を利用して緊急に情報を提供できるシステムの構築に協力する。 ・ 新型インフルエンザ等の発生段階ごとの県民への情報提供内容や媒体の検討を行う。新型インフルエンザ等の発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報体制（広報担当官や広報担当チームの定め、定期発表・随時発表の方法、各種情報の集約・整理等）を検討・整備する。 ・ 発生時以降は、定例記者会見により県民に対して情報提供を実施することとし、あらかじめ専任の広報担当官を置くなど広報体制について整備する。 ・ 発生段階・状況に応じた発表内容の様式等をあらかじめ準備しておく。 ・ 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。 ・ コミュニケーションに障害のある人（視覚障害者、聴覚障害者、外国人等）に配慮するなど、様々な対象者を想定した情報の提供、広報体制の整備を行う。 ・ 国の要請を受け、住民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を、県庁、厚生センター等に設置するための準備を進める。また、国の要請に基づくコールセンターの設置を検討する。
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生時に厚生センター・支所において迅速かつ円滑に相談窓口が開設できるよう準備を行う。 ・ 統一的で的確な対応ができるよう、あらかじめ相談に関するマニュアル等を作成する。 ・ 相談業務が適切かつ円滑に実施できるよう、相談員の研修、訓練等を実施する。 ・ 医療機関からの相談や問合せへの対応やメーリングリスト等を活用した情報提供・情報交換等の体制について、医師会と連携・協力して準備を行う。 ・ 県民からの新型インフルエンザ等に関する問合せや相談に対応する相談窓口の開設の準備を行う。 ・ 市町村に新型インフルエンザ等に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる相談窓口の設置の検討を依頼する。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な障害者、高齢者、ひとり親世帯等に対して市町村、関係団体と連携・協力して情報提供と普及啓発を行う。 ・ 市町村、関係団体と連携・協力して在宅高齢者、障害者等に対する相談窓口設置について検討を行う。

関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、指定（地方）公共機関、登録事業者、関係機関・団体等に対して、適宜、情報提供と普及啓発を行う。 ・所管業務に関する専門的な相談に対応するための相談体制の整備を行う。
------	---

（４）予防・まん延防止

（４）-1 対策実施のための準備

[個人における対策の普及]

国、市町村、学校、事業者等とともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、厚生センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な行動や新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の行動についての理解促進を図る。

[地域対策・職場対策の周知]

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

[衛生資器材等の供給体制の整備]

国が行う、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に協力する。

[水際対策]

検疫の強化の際に必要なとなる入国者に対する疫学調査等について、検疫所、県、市町村その他関係機関の連携を強化する。

[調査研究等]

公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定地方公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、国における新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針について、情報収集する。

◇◆◇ 庁内関係課等の対応—予防・まん延防止（未発生期）— ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課	<p>(個人レベルでの対策の普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。 ・国が行う、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に協力する。
健康課 文書学術課 スポーツ・保健課 県立学校課 小中学校課 児童青年家庭課	<p>(地域・社会レベルでの対策の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、県内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。 ・学校等の設置者に対して、児童・生徒の家庭との連絡体制を整備し、臨時休業中の児童・生徒の健康状態等について把握できるような体制を整備するよう要請する。 ・学校等の設置者に対して、臨時休業中における児童・生徒に対する学習指導、生活指導及び保健指導体制の整備についての検討を行うよう要請する。 ・県立学校においては、上記と同様の対応を実施する。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型や短期入所型の社会福祉施設（保育施設、デイサービス事業所、ショートステイ事業所、小規模多機能型事業所、障害福祉サービス施設等）に対して、感染流行早期に臨時休業することの必要性や、感染予防策について利用者、その家族へ理解を得るよう周知を要請する。 ・通所型の社会福祉施設等に対して、臨時休業等が行われた場合の利用者の家族との連絡体制を整備し、臨時休業中の利用者の健康状態等について把握できるような体制を整備するよう要請する。 ・通所型の社会福祉施設等に対して、臨時休業中に利用者がサービスを受けられない状況が生じた場合の対応について検討を行うよう要請する。
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のための対策を迅速かつ円滑に進めることができるよう、公共交通機関との連携・協力体制を整備する。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、事業活動の自粛を迅速かつ円滑に進めることができるよう、観光関係団体との連携・協力体制を整備する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため、事業活動の自粛を迅速かつ円滑に進めることができるよう、集客施設事業者との連携・協力体制を整備する。 ・関係団体等を通じ事業者に対して、職場における感染防止策、重要業務のみを継続し不要不急の業務を縮小するなど発生時の対策について事前準備をするよう依頼する。 ・感染拡大防止のため、事業者の活動の自粛を迅速かつ円滑に進めることができるよう、所管団体との連携・協力体制を整備する。

(4)-2 予防接種

[ワクチンの供給体制]

・国の要請を受け、県は管内においてワクチンが円滑に流通する体制を構築する。

[特定接種対象者の登録]

・国の要請を受け、国が定める登録実施要領に基づき、市町村等の協力を得て、事業者に対して登録作業や登録事業者の義務等に係る周知に協力する。

・国の要請を受け、市町村等の協力を得て、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録するためのリストを作成する。

[接種体制の構築]

(特定接種)

・県は、国の要請を受け、県職員における特定接種対象者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

・国が登録する登録事業者における予防接種体制について、特定接種の対象者数の把握に努め、必要に応じて、関係機関と連携して予防接種実施体制の整備に協力する。

(住民に対する予防接種)

①市町村は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。県は、市町村の体制構築について、医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら協力する。

接種会場についても、厚生センター等・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等の確保策について、圏域ごとの対策会議（仮称）を活用するなどして、話し合っておく。

②県及び市町村は、円滑な予防接種の実施のために、あらかじめ市町村間及び都道府県間等で広域的な協定を締結することについて検討するなど、居住する市町村以外の市町村における接種体制整備に努める。

③市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、厚生センター等、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。そのため、国は、接種体

制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。県は、国、市町村の実施する予防接種に、医療機関など関係機関と連携を図りながら、協力する。

④発生時に基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部において決定される接種順位について、県は市町村等と連携を図りながら、周知に協力する。

[情報提供]

・県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、国が実施する情報提供に協力する。

◇◆◇庁内関係課等の対応—予防・まん延防止：予防接種（未発生期）◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 くすり政策課 厚生センター 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種のスケジュール、具体的な接種状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先などの情報提供を実施する。 ・ 市町村の予防接種体制の構築に対し、国が示す具体的なモデル等を参考に、医師会等とともに協力し調整する。 ・ 地域医師会等の協力を得て、市町村とともに予防接種に携わる医療従事者の確保を図る。 ・ 接種会場の確保について、医師会・医療機関と連携し、市町村に対し協力する。
くすり政策課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定接種あるいは住民への予防接種に用いられるワクチンが、県内において円滑に流通する体制を、関係機関と連携し構築する。 ・ 国の要請を受け、登録事業者へのワクチンの適切な供給について調整する。
人事課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる県庁職員について、特定接種の接種体制を構築する。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭 課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等へ入所中の者に適切に予防接種を行えるよう、当該社会福祉施設等の経営主体に対し、体制の検討・整備を求めるなど、予防接種体制の構築に協力する。
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録事業者に対する特定接種が円滑に実施できるよう、所管団体との連携・協力体制を整備する。

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ等検討委員会を設置し、医療体制の整備の検討を行う。また、国の助言等を受けて、厚生センター等を中心として、平素から地域の医療関係者との間で、医療提供体制について、協議、確認等を行う。

- ・ 県は、原則として2次医療圏等の圏域を単位とし、厚生センター等を中心として、医師会、薬剤師会、公的病院を含む医療機関、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の実情に応じた医療体制の整備を、国の助言と支援を得て、推進する。

- ・ 国の要請を受けて、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成する等、設置の準備を行うとともに、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。

- ・ また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう、国とともに、要請する。

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

- ・ 県は、国の要請を受けて、県内各医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。

- ・ 県は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定地方公共機関を含む医療機関または公的病院で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

- ・ 県は、保健所を設置する市の協力も得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。

- ・ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。

- ・ 県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

- ・県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

- ・国が検討を進める県内感染期における救急機能を維持するための方策について、消防本部に通知する。また、国の要請をうけて、消防本部が行う個人防護具の備蓄状況を確認するなど、必要な支援を行う。

(5)-3 医療体制の周知等

[医療体制の周知]

- ・海外発生期に設置する帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターにおける診療・相談体制について、また、県内感染期における帰国者・接触者外来から一般の医療機関でも診療する体制に移行する等の医療提供体制について周知を図る。

[ガイドラインの周知、研修]

- ・国が作成した診断トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインを医療機関に周知する。

- ・国と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。

[医療資器材の整備]

- ・国及び県は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。県は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。

[検査体制の確保]

- ・国の要請と技術的支援を受けて、衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を確認・整備する。

[医療機関等への情報提供体制の整備]

- ・国等からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄]

- ・国においては、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬等を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。県においても、国の要請を受けて、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行う。

- ・新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、国の検討結果や要請を踏まえて、備蓄

割合を検討する。

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

・抗インフルエンザウイルス薬の県内流通状況を把握するとともに、国が行う医療機関、薬局、医薬品卸売業者に対する適正流通の指導に協力する。

◇◆◇ 庁内関係課等の対応—医療（未発生期）— ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 医務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策検討委員会を設置する。 ・ 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、国の要請を受けて、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。 ・ 海外発生期に設置する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、また、県内感染期には帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する等の医療提供体制について周知を図る。 ・ 国が行う医療関係者等に対する研修や訓練の開催に協力するとともに、医療関係者等に対して、積極的な参加を要請する。 ・ 医療機関における必要な医療資器材（個人防護具（防護服、マスク等）、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）、県内感染期の増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。 ・ 衛生研究所における検査体制を確認し、必要に応じて整備する。 ・ 国が行う、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制の整備に協力する。 ・ 医療機関における県内感染期に備えた診療継続計画の策定について、国と連携して、支援を実施する。
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の地域医療体制の確保のため、厚生センター等を中心として、平素から地域の医療関係者との間で、医療提供体制について、協議、確認等を行う。 ・ 厚生センター等を中心として、医師会、薬剤師会、公的病院を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を取りながら地域の実情に応じた医療体制を検討する。
くすり政策 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行う。 ・ 備蓄した抗インフルエンザウイルス薬等は、温度管理などが適切に行われる施設で厳重に保管することとし、在庫・保管状況の確認を定期的に行う。 ・ 新型インフルエンザ等の発生時に予測される抗インフルエンザウイルス薬等の放出に備え、医薬品卸売業者等と必要な確認・調整を行う。 ・ 抗インフルエンザウイルス薬の県内流通状況を確認し、国が行う医薬品卸売販売業者等に対する適正な流通の指導に協力する。

くすり政策課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬対策検討ワーキンググループ会議等を設置する。 ・地域医師会関係者、地域薬剤師会関係者、医薬品卸売販売業者、学識経験者、厚生センター職員等からなる抗インフルエンザウイルス薬対策検討ワーキンググループ会議を設置し、新型インフルエンザ等の発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図るため、次に掲げる事項を取り決める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 県内の医薬品卸売販売業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬等の在庫状況を短期間に把握する体制整備に関すること ② 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等の放出方法に関すること
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

[業務計画等の策定]

- ・国及び県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

- ・指定（地方）公共機関及び登録事業者の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、国における具体的な対応方針の情報収集を行い、関係機関等に情報提供する。

[物資供給の要請等]

- ・国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関、登録事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業を継続するため、体制の整備を要請する。

[新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援]

- ・国の要請を受けて、市町村に対し、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。

[火葬能力等の把握]

- ・県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円

滑に行うための体制を整備する。

[物資及び資材の備蓄等]

・国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

◇◆◇庁内関係課等の対応—県民生活・県民経済の安定の確保（未発生期）—◇◆◇

●ライフラインの確保

担 当	対 応 内 容
環境保全課 生活衛生課 商工企画課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。特に指定地方公共機関の事業計画の策定を支援する。 ・ライフラインを担当する事業者（電気、ガス、上下水道、石油、通信事業、金融等）等指定地方公共機関及び登録事象者（以下、「指定地方公共機関及び登録事象者等」という。）に対して、新型インフルエンザ等に関する正確で適切な情報提供を行う。 ・指定地方公共機関及び登録事象者等に対して、新型インフルエンザ等が発生し大流行を経て終息するまでの間、ライフライン機能を維持するための事業計画あるいは事業継続計画の策定等、十分な事前準備を行うよう要請する。 ・指定地方公共機関及び登録事業者等に対して、国等が提供する新型インフルエンザ等に関する情報等の注視を要請する。

●食料品・生活必需品の確保

担 当	対 応 内 容
県民生活課 くすり政策課 商工企画課 商業まちづくり課 農産食品課 農業技術課 水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対して、国が行う、緊急物資の流通や運送等を実施する体制整備の要請に協力する。 ・事業者・関係団体等に対して、新型インフルエンザ等に関する正確で適切な情報提供を行う。 ・事業者・関係団体等に対して、新型インフルエンザ等が発生し大流行を経て終息するまでの間、食料品、生活必需品の安定的な供給を確保するための事業継続計画の策定等、十分な事前準備を行うよう要請する。 ・県内の物価動向等の監視体制を整備する。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対して、新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、国内で発生した場合は、食料品・生必需品等の流通・物流に影響が出ることが予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則であることから、各世

	帯において、食料、生活必需品等の最低限（2週間程度）の備蓄を行うよう呼びかける。
県民生活課 くすり政策課	・事業者、関係団体等に対して、新型インフルエンザ等が発生し大流行を経て終息するまでの間、マスク・消毒薬等の安定的な供給ができるよう要請する。

●公共交通機関の対応

担 当	対 応 内 容
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し新型インフルエンザ等に関する適切な情報提供を行う。 ・公共交通を確保するため、事業継続計画の策定、十分な準備を行うよう要請する。 ・事業者、関係団体等に対して、新型インフルエンザ等が発生し大流行を経て終息するまでの間、安定的な事業の継続のための事前準備を行うことを要請する。 ・事業者、関係団体等に対して、国が示した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえ事業継続計画を策定するよう要請する。

●社会的弱者への対応

担 当	対 応 内 容
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体に対して、在宅の高齢者、障害者、ひとり親世帯等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握と支援対策・体制の整備を要請するとともに必要な準備を行うよう要請する。 ・入所型の社会福祉施設については、新型インフルエンザ等流行時においても、入所者の生活を維持することが必要であるため、事業継続のための体制を整備するよう要請する。

●治安・消防等の維持

担 当	対 応 内 容
消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に対して、市町村と連携・協力し、新型インフルエンザ等が発生し大流行を経て終息するまでの間、消防・救急機能を維持するため、感染拡大防止と社会機能維持の観点から職場での感染防止策の徹底と事業継続計画を策定するよう要請する。 ・消防・救急隊員に対して、新型インフルエンザ等に関する正確な知識、感染予防策等について普及・啓発を行う。 ・関係機関・団体等と連携・協力して各種研修・訓練等を行う。

未発生期

警察本部	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生し大流行を経て終息するまでの間、警察機能を維持するため、優先度の高い業務へ職員を集中運用する等、優先度の高い業務を検討する。・ 職員に対する感染予防対策を周知徹底する。
------	--

● 遺体への対応

担 当	対 応 内 容
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について調査、把握し、火葬体制の整備について検討を行う。・ 感染防止のために必要な手袋、不織布製マスク等の物資を確保できるよう準備する。・ 近隣各県と遺体を保存するための資器材や火葬に使用する燃料の融通を迅速に行えるよう連携体制を整備する。

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国の指示等に沿って、県内のサーベイランス・情報収集を強化する。
- 4) 国等と連携しながら、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。
- 5) 国からの情報提供等を受けて、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び県民経済の安定のための準備など、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

[体制の強化]

・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ、速やかに危機管理連絡会議又は連絡課長会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、必要な対策を講じる。

・WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表することとされており、これを受けて、県では速やかに対策本部会議を開催し、政府の基本的対処方針等について確認するとともに、必要な対策を講じる。

■■■■ 国における新型インフルエンザ等発生公表 ■■■■

- ①WHO が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表
 - ②厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告
 - ③り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに公表
 - ④国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し直ちに公示
- ※国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針が変更し、公示することとなっている。

■■■■

- ・ 県は、政府対策本部の設置後、速やかに県対策本部を立ち上げる。
- ・ 県は、新型インフルエンザ等対策の方針について、意見、提言を求めるため、必要に応じ、「富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会」（以下、「対策検討委員会」という。）を開催する。
- ・ なお、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が海外に発生したと国において判断された場合、感染症法に基づく防疫対策等を実施する。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—実施体制（海外発生期）— ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
防災・危機管理課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ、速やかに危機管理連絡会議又は連絡課長会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、必要な対策を講じる。 ・ WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合、速やかに県対策本部会議を開催し、政府の基本的対処方針を確認し、必要な対策を講じる。 ・ WHOがフェーズ4の宣言等を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府が「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」又は「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催した場合、速やかに対策本部会議を開催し、政府の初動対処方針を確認し、必要な対策を講じる。 ・ 新型インフルエンザ等対策の方針について、意見、提言を求めるため、

	<p>必要に応じ、対策検討委員会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・国、近隣各県、市町村等との連携・協力体制を強化する。 ・状況に応じて、宿日直実施などにより、新型インフルエンザ等に関する情報収集や必要な対応を行う。
人事課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく具体的な対応方針の検討・確認を指示する。 ・職員の緊急連絡網を確認する。 ・職員への新型インフルエンザ等に関する正しい知識、感染予防策の周知を徹底する。
文書学術課 児童青年家庭課 県立学校課 小中学校課 教職員課 生涯学習・文化財室 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の設置者に対して、緊急連絡網の確認を行うとともに、国内・県内発生期の学校内の連絡体制の整備や対応策について確認・検討するよう要請するとともに、県立学校においても緊急連絡網の確認を行うとともに、国内・県内発生期の学校内の連絡体制の整備や対応策について確認・整備を行う。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木富山港における国際埠頭施設内の出入管理を強化する。
総務会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療資材等必要な物品の緊急購入について関係課と調整を行う。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理連絡会議等での協議・決定を踏まえ、業務継続計画に基づく基本的な対応方針の検討・確認、各課が作成した行動マニュアル等において定められた所要の対策を実施するとともに、国内・県内発生期において実施する対策について確認・準備を行う。 ・出先機関に対して、業務継続計画や行動マニュアル等の確認、国内・県内発生期において実施する対策の確認・準備を指示するとともに必要な助言を行う。 ・直接・間接を問わず、実施する対策については、対策本部及び関係部局に情報提供し、情報の共有化を図る。 ・国、市町村、関係機関・団体等との緊急時の情報連絡網を整備・確認する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国際海空港及びその周辺における警戒活動等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

[情報収集]

・海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致死率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）等の情報を収集する。

[サーベイランスの強化等]

- ・インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・国の方針に従って、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を開始する。
- ・定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関での状況を把握する等、必要に応じて、地域ごとの実情に応じたサーベイランスを実施する。
- ・学校等でのインフルエンザ等の集団発生報告施設を、大学・短大まで拡大するなど、患者発生状況の把握を強化する。
- ・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルス等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—サーベイランス・情報収集（海外発生期）—◇◆◇

●サーベイランス

担 当	対 応 内 容
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・人で毎年流行する通常のインフルエンザについて48の医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行うとともに、5基幹定点医療機関におけるインフルエンザによる入院患者の発生動向を週毎に把握する。また、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。 ・通常のインフルエンザにおける流行予測調査事業を行う。 ・国内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。 ・新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。
文書学術課 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を早期に探知するため、学校等（大学・短大等含む）でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

●情報収集

担 当	対 応 内 容
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の発生状況、国等が実施する対策等について、WHO、国、関係機関・団体等から情報収集を行う。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁から発生状況等について、情報収集を行う。
総合交通政策室 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等の対応状況について、情報収集を行う。

港湾課	
立地通商課	・発生国において活動している県関係企業の状況について、情報収集を行う。
水産漁港課	・発生国で操業している県関係の漁船の状況について、情報収集を行う。
観光課	・発生国への県人旅行者の状況について、情報収集を行う。
人事課 文書学術課 児童青年家庭課 生涯学習・文化財室 県立学校課 小中学校課 教職員課 スポーツ・保健課	・発生国に滞在している児童・生徒・職員の状況及び発生国からの帰国者・来訪者等について、情報収集を行う。
港湾課	・伏木富山港への入港船舶の状況について、情報収集を行う。
関係各課	・関係省庁、関係機関・団体等から、発生状況等について、情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

[情報提供]

・海外の発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、県民への注意喚起を行う。

[広報担当チームの設置]

・県は、県対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、各種情報の集約、整理、一元的な発信等を実施する。

<国の広報担当チーム>

国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。

[コールセンター（相談窓口）の設置]

・国の要請を受け、国が作成したQ&A等を配布した上、他の業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター（相談窓口）を県庁及び厚生センター等に設置し、適切な情報提供に努める。

[情報共有]

・国のシステムを利用し、国・市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

・国が実施するメールマガジン等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックによる医療関係者と直接的に情報共有を行う方法について協力する。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—情報提供・共有（海外発生期）—◇◆◇

●情報提供

担 当	対 応 内 容
広報課 健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等をテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、県民への注意喚起を行う。 ・情報収集に努め、得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。 ・国のシステムを利用し、国・市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。 ・国の要請を受け、住民からの一般的な問合せに対応する相談窓口を、県庁及び厚生センター・支所等に設置し、適切な情報提供に努める。国から新たにQ&A等が発出された場合は、厚生センター・支所、市町村等関係機関に速やかに送付する。
国際・日本海 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対し、関係団体と連携・協力して多言語による情報提供と注意喚起を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対して市町村、関係団体と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。
水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等を通じて事業者に対して、情報提供と発生国・地域への出漁等の注意喚起を行う。

●相談

担 当	対 応 内 容
広報課	・関係部局と連携し、県民への適切な相談対応や情報提供を行うとともに、問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。
健康課 厚生センタ ー	・健康課、厚生センター・支所に相談窓口を設置し、県民からの問合せに対応する。 ・ホームページ等のQ & Aで正しい情報を提供し、県民の不安軽減や感染防止策の周知に努める。 ・市町村、報道機関等の協力を得て、感染を疑う者は、診察を受ける前に必ず厚生センター・支所に設置した帰国者・接触者相談センターへ電話等により問い合わせるよう県民に周知徹底する。 ・市町村に対して、新型インフルエンザ等に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる相談窓口の開設を要請する。
国際・日本海 政策課	・関係団体と連携・協力して外国人からの相談を受け付ける。 ・健康課（相談窓口）と連携し、通訳対応を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 健康課	・国内で発生した場合の在宅高齢者・障害者等からの相談に備え、市町村に対し、相談窓口設置について準備を要請する。
港湾課	・船舶代理店との連絡を密にして、船舶運行に関する問合せ等に対応する。
関係各課	・所管業務に関する専門的な相談に対応するための相談窓口を設置する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内での感染拡大防止策の準備]

- ・国の要請を受けて、次の措置を行う。
 - ①感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
 - ②検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

・検疫所が行う、海外への渡航者に対する新型インフルエンザ等発生状況や、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、県ホームページを活用する等して協力する。

(4)-2 感染症危険情報の発出等

- ・新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4宣言又は急速にまん延するおそれのある新感染症の情報提供前であっても、感染症危険情報を情報提供し、国が要請する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討について周知する。

・WHO が新型インフルエンザのフェーズ4 宣言又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等、海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、国の感染症危険情報を情報提供し、国が行う渡航の延期の勧告を周知するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。

・関係機関と協力して、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起に協力する。

・国が、事業者に対して必要に応じて実施する、発生国への出張自粛、海外駐在員や海外出張者等の速やかな帰国要請等について、関係団体等を通じた事業者への周知などにより協力する。

・検疫所が行う情報提供及び注意喚起について、県ホームページを活用する等して協力する。

(4)-3 水際対策

- ・発生国からの入国者等について、検疫所から感染症法に基づき通知があった場合には、必要な健康監視を行う。
- ・富山空港における検疫所の対応を運航事業者等へ情報提供する。
- ・検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。

(4)-4[在外邦人支援]

- ・国からの通知を受けて、学校を通じて、発生国に留学する生徒に対し、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応 — 予防・まん延防止（海外発生期） — ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所から、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者の同乗者及び発生国からの入国者について、感染症法に基づき通知があった場合には、必要な健康監視を行う。また、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 ・健康監視中に健康状態に異常を生じた者を確認したときには、直ちに国に報告する。

海外発生期

健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民、事業者等に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大防止の観点から社会・経済活動の制限を求められる事態が想定されることを市町村、報道機関等の協力を得て周知し、理解・協力を得られるよう努める。 ・ 市町村、報道機関等の協力を得て、発生国への渡航の自粛又は延期を県民、事業者等に要請する。
文書学術課 スポーツ・保健課 県立学校課 小中学校課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの通知を受けて、学校を通じて、発生国に留学する生徒に対し、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、登録旅行業者等に対して情報提供を行う。 ・ 県内の観光関連事業者に対して、発生国からの旅行者の受入れに対し、注意喚起を行う。 ・ 観光関連事業者に対して、海外からの旅行者に新型インフルエンザ等感染等の疑いがある場合は、迅速に厚生センター・支所へ連絡することを周知するよう要請する。
国際・日本海 政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対して、適切な渡航情報を提供する。 ・ 市町村等に対して、発生国・地域との人的交流事業の自粛又は延期を要請する。
総合交通政 策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山空港における検疫所の対応を確認し、運航事業者等へ必要な情報を提供する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省が発出する感染症危険情報を関係団体に周知する。 ・ 国が行う事業者に対して行う以下の要請について、関係団体等を通じるなどして、事業者等に周知する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 発生国への出張を避けること ② 国内・県内発生に伴い社会・経済活動の制限が求められる事態が想定されること ③ 海外駐在員や海外出張者がいる場合は速やかに帰国させること
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫の強化に伴い、富山空港等及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。 ・ 感染者の密入国を防止するため、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動を強化する。

(4)-5 予防接種

[ワクチンの確保]

- ・ 国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する

[モニタリング]

- ・国が特定接種を実施する際に行うプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。

[ワクチンの供給]

- ・国が、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき実施する、供給量についての計画策定と、ワクチンが円滑に供給されるような流通管理について、協力する。

- ・国の要請を受けて、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を整備する。

[接種体制]

(特定接種)

- ・国が決定した特定接種の総枠やその対象や順位など、特定接種の具体的運用について、周知を図る。

- ・国と連携して、県及び市町村は、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(住民に対する予防接種)

- ・国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始し、市町村においては接種体制の準備を行うが、県は厚生センター等を中心に必要な協力を実施する。

- ・国は、全国民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、市町村に対し要請する。

- ・県は、予防接種の実施について、医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら、市町村に協力する。

[情報提供]

- ・国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報の周知を図る。

◆◆◆ 庁内関係各課等の対応—予防接種（海外発生期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課	<p>(プレパンデミックワクチンの有効性が期待される場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国においてプレパンデミックワクチンの接種及びその法的位置づけ等を決定した後、速やかに医療従事者及び社会機能の維持に関わる者等の登録事業者を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 ・国の指示等を受けて、パンデミックワクチンの供給が開始され次第、関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始し、及びそれらを市町村等に求める。 ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングについて、必要な協力を行う。 ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等について、国から情報収集を行い、県民に対して具体的な情報を提供する。 ・ワクチンの有効性の評価やリスク等について、国から情報収集を行い、県民に対して情報提供を実施する。
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する予防接種体制の準備に、医師会・医療機関等関係機関と連携して、協力を実施する。
くすり政策 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの流通状況を把握し、適正な流通の確保に努める。
人事課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の対象者に対し、国と連携して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等へ入所中の者に対する予防接種体制の準備に、医師会・医療機関等関係機関と連携して、協力する。

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対しその内容を周知する。

(5)-2 医療体制の整備

国の要請を受けて、以下の対策を実施する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。

② 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性も想定される。このため；

- ・ 新型インフルエンザ等の疑いのある場合には、帰国者・接触者外来を受診することについて、医師会、医療機関等関係機関の協力を得て、周知徹底を図る。疑いのある場合の受診にあたっては、医療機関等に事前の連絡・相談等を行うことなど、院内感染防止・まん延防止対策の重要性についても周知する。
- ・ 急患センター、輪番病院、休日当番医等へ疑い患者が来院した場合の院内感染対策や厚生センター等への情報連絡体制について、医療圏ごとに設置される対策会議（仮称）等を活用して検討し、整備する。

③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに厚生センター等に連絡するよう要請する。

④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所において、亜型等の検査を行い、国立感染症研究所は、確定診断を行う。

(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

国の要請を受けて、次の対応を実施する。

① 帰国者・接触者相談センターを設置する。

② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

《帰国者・接触者相談センターの役割》

- ・ 新型インフルエンザ等患者の早期発見
- ・ 患者が事前連絡せずに直接医療機関へ受診することによる感染防止
- ・ 地域住民への心理的サポート
- ・ 特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減

(5)-4 医療機関等への情報提供

国が提供する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(5)-5 検査体制の整備

国からの技術支援を受けて、衛生研究所において新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査体制を整備する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 国及び県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、県の抗インフルエンザウイルス薬の確保状況を国に報告するとともに、放出に備え、医薬品卸売業者等と必要な確認を行う。
- ・ 県は、国等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウ

ウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

・国が実施する、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。

◆◆◆ 庁内関係各課等の対応—医療（海外発生期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課 医務課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める症例定義については、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、症例定義の設定、変更時に遅滞なく、また確実にその内容を周知する。 ・次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる感染症指定医療機関に対して、帰国者・接触者外来（4箇所）の設置を要請する。 ② 感染症指定医療機関等において、新型インフルエンザ等感染の疑いがある患者の入院病床（20床）を確保する。 ③ 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請する。 ④ 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに厚生センター・支所に連絡するよう要請する。 ⑤ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型の検査を実施したうえで確定診断を行う。 ・国の要請を受けて、厚生センター・支所に帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 ・聴覚障害者等の利便性向上のため、ファクシミリでの相談にも対応する。 ・必要に応じ、市町村に対して相談窓口の設置を要請する。 ・国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。 ・国からの技術的支援を受けて、衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の体制を整備する。 ・県内感染期には、人工呼吸器等の医療資器材の需要が増加することが見込まれるため、入院医療機関において必要な治療が継続して行われるよう、医療資器材の確保がなされているか把握し、必要に応じて、その準備を支援する。

くすり政策課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の抗インフルエンザウイルス薬の確保状況を国に報告するとともに、今後予想される放出に備え、医薬品卸売業者等と必要な確認を行う。 ・ 国の要請を受けて、必要な場合には県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に対し、必要に応じて、予防投与を実施、又は実施するよう医療機関等に対し要請する。 ・ 国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。
---------------	--

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ・ 国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体を通じた事業者への周知などにより協力する。
- ・ 国と連携し、指定地方公共機関等における、事業継続に向けた準備に協力する。
- ・ 国が登録事業者に対し要請する、事業継続に向けた必要な準備等について、関係団体を通じた事業者への周知などにより協力する。
- ・ 国が決定する、指定地方公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。

(6)-2 遺体の火葬・安置

国の要請を受け、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—県民生活・県民経済の安定の確保（海外発生期）◇◆◇

●ライフラインの確保

担 当	対 応 内 容
防災・危機管理課 環境保全課 生活衛生課 商工企画課 都市計画課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地方公共機関及び登録事業者等に対して、海外での発生状況等に関する正確で適切な情報提供と注意喚起を行う。 ・ 指定地方公共機関及び登録事業者等に対して、国内や県内において新型インフルエンザ等が発生した場合又は発生するおそれがある場合においても、エネルギー等の安定供給に支障がないよう事業継続計画等に基づき、十分な事前の準備を行うよう協力を要請する。 ・ 指定地方公共機関及び登録事業者等に対して、国等が提供する情報に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について必

	<p>要に応じて見直しを行うよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地方公共機関及び登録事業者等に対して、従業員の感染予防策の徹底を要請する。
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し感染予防策を周知するとともに、国内・県内発生時において電気・水道・工業用水道事業を維持するため、緊急連絡体制の整備や資材、要員の確保等の必要な準備を行う。

●食料品・生活必需品の確保

担 当	対 応 内 容
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・物価の安定を確保するため、県内の物価動向等について監視を行う。
厚生企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に備え、緊急災害用備蓄品（災害救助物資）の利用について検討する。
健康課 防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、報道機関等の協力を得て、各世帯において、食料品、生活必需品等の最低限（2週間程度）の備蓄を行うことを周知する。
くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品卸売販売業者や主なドラッグストア等にマスク、消毒薬等の流通状況を確認する。
商工企画課 商業まちづくり課 農産食品課 農業技術課 水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、関係団体等（生産・加工・流通）に対して、国内や県内において新型インフルエンザ等が発生した場合又は発生するおそれがある場合においても、食料品・生活必需品の安定供給に支障が出ないよう事業継続計画等に基づき、十分な事前の準備を行うよう協力要請する。 ・風評被害対策について関係団体（生産・加工・流通）と検討する。 ・事業者、関係団体等（生産・加工・流通）に対して、国等が提供する情報に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。

●公共交通機関への対応

担 当	対 応 内 容
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者に対する国からの要請状況について確認を行い、事業者に対して注意喚起と必要な情報を提供する。

●社会的弱者への支援

担 当	対 応 内 容
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体等に対して、国内・県内発生に備え、在宅の高齢者、障害者、ひとり親世帯等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、支援が必要な対象世帯の把握と、支援策について必要な準備等を行うよう要請する。 ・入所型の社会福祉施設に対して、食料品・生活必需品等の備蓄、サプライチェーンの確保、少ないスタッフでの入所者への食事提供や介護・看護ができる体制を確立するよう要請する。

●治安・消防体制の維持

担 当	対 応 内 容
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の対策を実施するとともに、警察機能を維持するための体制の確認・整備を行う。
消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・各消防本部に対して、感染防護具の確認等を行うよう要請する。 ・消防機関に対して、所要の対策を実施するとともに、国内・県内発生時においても消防・救急機能を維持するための体制を整備するよう要請する。 ・消防機関に対して、大流行時に想定される救急需要の増大に対応できるよう要員、資器材の確保の準備をするよう要請する。

●遺体への対応

担 当	対 応 内 容
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、火葬者数の拡大に対応できるような火葬体制を準備するよう要請する。 ・市町村に対して、感染防止のために必要な手袋、不織布製性マスク等の確保及び燃料備蓄量の増強を要請する。 ・市町村に対して、処理能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を要請する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・医師及び関係機関との連携を図り、多数死体取扱いに備える。

●事業者への対応

担 当	対 応 内 容
関係各課	<ul style="list-style-type: none">・ 所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、必要に応じて情報を提供する。・ 所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、職場での感染予防策、不要不急の事業の縮小を含めた事業体制の確認等、国内・県内における新型インフルエンザ等の発生・流行に備えた準備を要請する。・ 所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、従業員及びその家族に対して新型インフルエンザ等に関する正確な知識、職場における感染防止策について周知を徹底するよう要請する。・ 所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、国等が提供する情報に注意するとともに、各事業所において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。

3 国内発生早期以後、県内未発生期

- ・国内発生早期又は国内感染期であるが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
(国内感染早期)
- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
(国内感染期)
- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 県内発生に備え、原則として、県内発生早期に準じた対策を実施する。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内発生に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 国における基本的対処方針の変更

(国内発生早期の場合)

国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針が変更され、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

(国内感染期の場合)

国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生期の基本的対処方針が変更され、国内発生期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

(1)-2 政府現地対策本部の設置

国において、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）が設置される。県は、状況に応じて、政府現地対策本部の設置について、国に対して要請を行う。

(1)-3 体制の強化

- ・ 新型インフルエンザ等患者が県内で発生した場合に備え、対策本部会議を開催し、県内外の発生状況や国の対策等に関する情報の集約・共有・分析を行うとともに、県が実施する総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。

- ・ 状況に応じて、危機管理連絡会議を開催し、県内外の発生状況や国の対策等に関する情報の集約・共有・分析を行うとともに、必要な対策を検討する。

(1)-4 対策検討委員会の開催

- ・ 対策の方針について意見、提言を求めるため、必要に応じ対策検討委員会を開催する。

- ・ 国、近隣各県、市町村、関係機関・団体等との連携・協力体制を強化する。

(1)-5 緊急事態宣言の措置（再掲）

① 国における新型インフルエンザ等緊急事態宣言の手順

- ・ 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招いてしまうおそれが生じる事態であることを示すものである。

■■■■□□□ □□□■■■■■

緊急事態宣言を行うまでの手順

- ・ 厚生労働省(国立感染症研究所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告する。
 - ⇒ 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて公示案として諮問し、あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問する。
 - ⇒ 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当すると専門的評価、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを決定。
 - ⇒ 政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。
 - ⇒ あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。

■■■■□□□ □□□■■■■■

② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。

- ・ 期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定される。
- ・ 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮される。

③ 市町村対策本部の設置

- ・ 市町村では、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部が設置される。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—実施体制（県内未発生期・国内発生早期以後）◆◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 防災・危機 管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ等に関する最新情報や国内の発生状況の集約・共有・分析を行い、感染拡大防止のための総合的な対応策や県内発生早期・県内感染期に実施する対応策について協議する。 ・ 関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・ 国、近隣各県、市町村、指定（地方）公共機関等との連携・協力体制を強化する。 ・ 必要に応じて、危機管理連絡会議を開催し、情報・認識の共有を図り、感染拡大防止のため、各部局が実施する具体的な対策の確認・検討を行う。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて対策検討委員会を開催し、最新の情報に基づき、県内発生早期の医療対応について確認・検討を行う。 ・ 宿日直の実施などにより、休日も含め 24 時間体制で新型インフルエンザ等に関する情報収集や必要な対応を行う。
人事課 健康課 管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の協議・決定を踏まえ、業務継続計画に基づき、必要な業務の優先実施、そのための体制整備を行うよう指示する。 ・ 各部局に対し、不要不急の出張の自粛を要請する。 ・ 職員への感染対策の周知を徹底するとともに、健康状態を把握する。 ・ 県庁舎内の感染対策を必要に応じて実施する。
総務会計 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資材等必要な物品の緊急購入について関係課と調整を行う。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部、危機管理連絡会議での協議・決定を踏まえ、業務継続計画、各課が作成した行動マニュアル等において定められた所要の対策を実施するとともに県内感染期において実施する対策について確認・準備を行う。 ・ 出先機関に対して、業務継続計画や行動マニュアル等において定められた所要の対策（感染予防、必要な事業の維持、不急の事業縮小等）が確実に実施されているか確認するとともに、必要な指示を行う。 ・ 直接・間接を問わず、実施する対策については、対策本部及び関係部局に情報提供し、情報の共有化を図る。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際海空港及びその周辺における警戒活動等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

[情報収集]

- ・ 国内の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

[サーベイランス]

- ・海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・医療機関等に対して症状や治療等に関する情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報について国から情報を収集する。
- ・国から、国内の発生状況についてリアルタイムでの情報提供を受けて、国と連携して、必要な対策を実施する。
- ・定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関での状況を把握する等、必要に応じて、地域ごとの実情に応じたサーベイランスを実施する。
- ・国と連携して、平時から行うウイルスサーベイランスに加え、必要に応じて、患者発生サーベイランス等においてウイルス検査を実施する。

◇◆◇庁内関係各課の対応—サーベイランス・情報収集
(県内未発生期・国内発生早期以後)—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・季節性のインフルエンザに関する通常のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握を実施する。 ・国からの国内の発生状況に関する情報の提供を受けて、必要な対策を実施する。 ・インフルエンザ定点医療機関、全数把握に伴う届出医療機関及び学校等の協力を得て検体を採取する。
文書学術課 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校等（大学・短大等を含む）でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁から発生状況について、情報収集を行う。
総合交通政策室 健康課 港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等の対応状況について、情報収集を行う。
立地通商課	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域において活動している県関係企業の状況について、情報収集を行う。
水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域で操業している県関係の漁船の状況について、情報収集を行う。

観光課	・発生地域への県人旅行者の状況について、情報収集を行う。
人事課 文書学術課 児童青年家庭課 生涯学習・文化財室 県立学校課 小中学校課 教職員課 スポーツ・保健課	・発生地域に滞在している児童・生徒・職員の状況について、情報収集を行う。 ・発生地域から来県している児童・生徒・職員の状況について、関係自治体等と連携して情報収集を行う。
港湾課	・伏木富山港への入港船舶の状況について、情報収集を行う。
関係各課	・関係省庁、関係機関・団体等から、発生状況等について情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

[情報提供]

・県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

・その際には、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

[情報共有等]

・国のシステムを利用し、国、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化する。

[コールセンター（相談窓口）の充実・強化]

・国の要請を受けて、相談の増加に応じて、コールセンター（相談窓口）の機能強化を検討・実施する。

・国から、状況の変化に応じたQ&Aの改定版が配布された場合は、厚生センター、市町村等関係機関に配布する。

国内発生早期以後
県内未発生期

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—情報提供・共有
(県内未発生期・国内発生早期以後) —◇◆◇

担 当	対 応 内 容
広報課 健康課 文書学術課 児童青年家庭課 スポーツ・保健課 県立学校課 小中学校課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関、ホームページ等に対し、定期・随時に、国内外の発生・対応状況等について情報提供する。 ・学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染対策についての情報を適切に提供する。 ・得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。
広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と連携を強化し、県民への適切な相談対応や情報提供を行うとともに、問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。
健康課 厚生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、相談窓口の拡充（専用回線の増備、相談時間の延長、要員の増強等）を行う。 ・状況に応じ、ホームページ等のQ & Aの改定版を作成し、県民の不安軽減や感染防止策の周知に努める。 ・市町村、報道機関の協力を得て、感染を疑う者は、診察を受ける前に必ず帰国者・接触者相談センターへ電話等により問い合わせるよう、県民に周知徹底する。 ・市町村に対して、新型インフルエンザに関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる相談窓口の開設を要請する。
国際・日本海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対して関係団体と連携・協力して多言語による情報提供と注意喚起を行う。 ・関係団体と連携・協力して外国人からの相談を受け付ける。 ・健康課（相談窓口）と連携し、通訳対応を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対して市町村、関係団体と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。 ・県内で発生した場合の在宅高齢者・障害者等からの相談に備え、市町村に対し、相談窓口の設置を要請する。
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、金融相談窓口を設置し、中小企業等からの問合せに対応する。
農業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等を通じて、事業者に対して情報提供と衛生対策等の注意喚起を行う。
水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等を通じて、事業者に対して情報提供と発生地域への出漁等の注意喚起を行う。

国内発生早期以後
県内未発生期

港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶代理店との連絡を密にして、船舶運行に関する問い合わせ等に対応する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関・団体等に対して発生状況や感染予防策等に関する情報提供や注意喚起を行う。 ・状況に応じ、所管業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口の拡充を検討する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられる各種相談に対して、具体的に分かりやすく適切な相談窓口を教示して、県民等の不安軽減に努める。
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関・団体等に対して所要の対策の実施や県内発生に備えた対策・実施体制の整備を行うよう要請するとともに、必要な助言を行う。 ・事業者に対して、事業者が自主的な判断によりイベント・行事等を実施する場合は、必要な感染防止策を講じるとともに、利用者が注意すべき事項（マスク着用、咳エチケット等）について周知するよう要請する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内での感染対策

- ・国の要請を受けて、引き続き、患者や濃厚接触者への対応の準備を進める。

- ・国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化する。

[海外渡航者等への対応]

- ・旅券の発給申請者に対して、適切な渡航情報の提供・注意喚起を継続する。

- ・外務省の感染症関連情報について、登録旅行業者等に対して情報提供を継続する。

[同乗者及び発生国からの入国者への健康監視]

- ・同乗者及び発生国からの入国者への健康監視を継続する。なお、健康監視は、国の措置の縮小等に伴い内容を見直すこととする。

国内発生早期以後
県内未発生期

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—予防・まん延防止
(県内未発生期・国内発生早期以後)—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 厚生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の要請を受けて、引き続き、以下の措置を行う。 ① 患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。 ② 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。 ・ 引き続き、同乗者及び発生国からの入国者への必要な健康監視を継続する。なお、健康監視は、国による検疫措置の縮小等に伴って、健康監視内容を見直すこととする。
健康課 医務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所、検診機関等に対し、感染予防策を強化するよう要請する。
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県主催のイベント・行事等について、発生地域からの参加が見込まれるものは中止又は延期を検討する。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、登録旅行者等に対して情報提供を行う。 ・ 観光関連事業者に対して、旅行者に新型インフルエンザの疑いがある場合は、迅速に厚生センター・支所へ連絡することを周知するよう要請する。
国際・日本海政策 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対して、適切な渡航情報を提供する。
農業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農家に対して、関係者以外の畜舎等への立ち入り制限及び消毒の励行を指示する。
文書学術課 スポーツ・保健課 県立学校課 小中学校課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の設置者に対して、県内発生があった場合は、必要に応じて学校等を臨時休業することについて周知する。 ・ 学校等の設置者に対して、児童・生徒の家庭との連絡体制を整備し、臨時休業中の児童・生徒の健康状態等について把握できる体制を整備するよう要請する。 ・ 学校等の設置者に対して、臨時休業中における児童・生徒に対する学習指導、生活指導及び保健指導体制の整備について準備を行うよう要請する。 ・ 県内未発生であっても、近隣の県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等や専門家の意見を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要に応じて、学校等の設置者に対して臨時休業を要請する。

国内発生早期以後
県内未発生期

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の設置者に対して、臨時休業の際の、患者、その家族に対する差別防止に留意するよう要請する。 ・県立学校においては、上記と同様の対応を実施する。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・通所型や短期入所型の社会福祉施設（保育施設、デイサービス事業所、ショートステイ事業所、小規模多機能型事業所、障害福祉サービス施設等）に対し、早期に臨時休業することの必要性や、感染予防策について利用者、その家族への周知徹底を要請する。 ・通所型の社会福祉施設等に対して、利用者と家族との連絡体制を整備し、臨時休業中の利用者の健康状態等について把握できる体制を整備するよう要請する。 ・通所型の社会福祉施設等に対して、臨時休業等が行われた場合の取扱いについて周知するとともに、臨時休業により利用者がサービスを受けられない状況が生じた場合の対応について準備を行うよう要請する。
人事委員会 教職員課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員採用試験、教員採用検査等の実施可否や実施方法、感染予防策や、受験者の健康確認、発熱時の対応等を検討する。 ・受験申込者等に対して、対応状況を周知するとともに、問合せに対応する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関・団体等に対して所要対策の実施や県内発生に備えた対策・実施体制の整備を行うよう要請するとともに、必要な助言を行う。

(4)-3 予防接種

国において進められる特定接種と、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、市町村、医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら、協力する。

[住民接種]

- ・国が示す、接種の順位の考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報等について県民に周知を図る。

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要することを踏まえ、供給が可能になり次第、国の要請を受けて、市町村等関係機関と連携し、接種に関する情報を提供する。

- ・市町村が、区域に居住する者を対象に集団的接種として実施する予防接種に対し、関係機関との連携を図りながら協力する。

- ・ワクチン接種が終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価について、情報収集するとともに関係機関等への提供に努める。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染予防策の徹底の要請を行う。都道府県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 国において行われる、「人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染対策の実施についての検討の結果」について情報収集し、適切に対応する。

③市町村が実施する住民接種への協力

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、市町村が実施する予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種について、必要な協力を実施する。

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等に対する症例定義

・引き続き、国が定める症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

(5)-2 医療体制の整備

・国の要請を受けて、帰国者・接触者外来における診療体制及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

(5)-3 医療機関等への情報提供

・引き続き、国が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

・県の保有する抗インフルエンザウイルス薬の放出に備え、引き続き、医薬品卸売販売業者等と必要な確認を行う。

・国の要請を受けて、必要な場合には県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者に対し、必要に応じて、予防投与を実施、又は実施するよう医療機関等に対し要請する。

・引き続き、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。

(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の対策を行う。

[医療等の確保]

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—医療（県内未発生期・国内発生早期以後）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 医務課 厚生センター	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める症例定義については、関係団体を通じるなどして、医療機関等に対して、症例定義の設定、変更時に遅滞なく、また確実にその内容を周知する。 ・海外発生期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。 ・国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。 ・状況に応じ、県内各厚生センター・支所に設置している帰国者・接触者相談センターの相談体制を強化する。（24時間対応） ・聴覚障害者等の利便性向上のため、ファクシミリでの相談にも対応する。 ・ポスター、広報誌等の活用や、市町村、報道機関の協力を得て、感染を疑う者は、診察を受ける前に必ず帰国者・接触者相談センターへ電話等により問い合わせるよう、県民に周知徹底する。 ・4医療圏ごとに入院病床（合計20床）を確保する。 ・県内感染期に向けた医療機関の増床準備の状況を把握し、必要に応じてその準備を支援する。 ・4医療圏毎の協議会等で在宅医療体制、患者搬送、開業医等の協力体制等の整備を進める。 ・入院医療機関において、医療資器材の確保がなされているか把握する。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
くすり政策課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・県の保有する抗インフルエンザウイルス薬について、今後予想される放出に備え、引き続き、医薬品卸売販売業者等と必要な確認を行う。 ・国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要な警戒活動等を行う。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ・国が全国の事業者に対し要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組の開始について、事業者に周知する。

(6)-2 県民・事業者への呼びかけ

- ・新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等【国、指定（地方）公共機関】

- ・国は、全国の事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。
- ・指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

①-2 電気及びガス並びに水の安定供給【指定（地方）公共機関】

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3 運送・通信・郵便の確保【指定（地方）公共機関】

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計

画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

② サービス水準に係る国民への呼びかけ【国】

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 緊急物資の運送等

・国及び県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

・国及び県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国、市町村と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑤ 犯罪の予防・取締り

県警察は、国の指導・調整のもと、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

◇◆◇庁内関係各課の対応—県民生活・経済の安定の確保
(県内未発生期・国内発生早期以後)—◇◆◇

●ライフラインの確保

担 当	対 応 内 容
防災・危機管理課 環境保全課 生活衛生課 商工企画課 都市計画課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化等の準備について、引き続き、関係団体を通じるなどして、事業者にも周知する。 ・ライフライン事業者に対して、国・県等が提供する情報等に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・企業局新型インフルエンザ等対策本部を設置し、事業継続のための体制を整備する。 ・所要の対策を実施するとともに、県内発生早期や県内感染期においても電気・水道・工業用水道事業を維持するため、資材、要員の確保等の必要な準備を行う。

●食料品・生活必需品の確保

担 当	対 応 内 容
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・物価の安定を確保するため県内の物価動向等について監視を行うとともに、必要に応じて、生活関連物資の安定供給について事業者団体等に要請する。
厚生企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害用備蓄品（災害救助物資）の品目・数量を確認し、災害時応援協定締結機関ごとに確保を依頼すべき品目の再確認を行う。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、報道機関等の協力を得て、各世帯において、食料品、生活必需品等の最低限（2週間程度）の備蓄を行うことを周知徹底する。
くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品卸売販売業者や主なドラッグストア等にマスク、消毒薬等の流通状況を確認する。
商工企画課 商業まちづくり課 農産食品課 農業技術課 水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、関係団体等（生産・加工・流通）に対して、県内で発生した場合においても、食料品・生活必需品の安定供給に支障がないよう、事業継続計画等に基づき、所要の対策を実施するよう協力要請する。 ・風評被害対策について関係団体（生産・加工・流通）と検討する。

国内発生早期以後
県内未発生期

	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等が提供する情報に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。
--	--

●公共交通機関への対応

担 当	対 応 内 容
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、各事業者が策定した事業継続計画等に基づき、公共交通を確保するための所要の対策を実施するよう要請する。 ・事業者に対して、状況に応じ、感染予防と感染拡大防止のため公共交通機関の利用者が留意すべき事項の周知徹底について協力を要請する。 ・国等が提供する情報に注意するとともに、各事業所において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。

●社会的弱者への支援

担 当	対 応 内 容
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体等に対して、県内発生時に備え、在宅の高齢者、障害者、ひとり親世帯等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、支援が必要な対象世帯の把握と支援策について必要な準備を進めるよう要請する。 ・入所型の社会福祉施設に対して、従業員の健康管理の徹底や食料品・生活必需品等の備蓄、サプライチェーンの確保、少ないスタッフでの入所者への食事提供や介護・看護ができる体制を確立するよう要請する。

●治安・消防等の維持

担 当	対 応 内 容
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。 ・警察の留置施設における感染予防等のため、留置業務担当者に対する予防策を徹底するとともに、施設に収容された者の感染が確認された場合における感染拡大防止・早期診療等の必要な措置を的確に講じる。

国内発生早期以後
県内未発生期

消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に対して、所要の対策を実施するとともに、県内発生に備え、消防・救急機能を維持するための体制を強化するよう要請する。 ・消防機関に対して、救急需要の増大に対応できるよう要員、資器材確保の準備を行うよう要請する。
-----	--

●遺体への対応

担 当	対 応 内 容
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、火葬者数の拡大に対応できるような火葬体制を準備するよう要請する。 ・火葬能力について随時把握するとともに、市町村及び近隣各県との情報の共有化を図る。 ・市町村と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

●事業者への対応

担 当	対 応 内 容
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、職場での感染予防策、不要不急の業務の縮小を含めた業務体制の確認等、県内における新型インフルエンザの発生・流行に備えた準備を要請する。 ・所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、国・県等が提供する情報等に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。

4 県内発生早期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。
(国内発生早期)
- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
(国内感染期)
- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により行われる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のもと、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 国における基本的対処方針の変更

(国内発生早期の場合)

国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針が変更され、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

(国内感染期の場合)

国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生期の基本的対処方針が変更され、国内発生期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

(1)-2 政府現地対策本部の設置

国において、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本が設置される。県は、状況に応じて、政府現地対策本部の設置について、国に対して要請を行う。

(1)-3 体制の強化

- ・ 新型インフルエンザ等患者が県内で発生した場合、対策本部会議を開催し、県内外の発生状況や国の対策等に関する情報の集約・共有・分析を行うとともに、県が実施する総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。

- ・ 状況に応じて、危機管理連絡会議を開催し、県内外の発生状況や国の対策等に関する情報の集約・共有・分析を行うとともに、必要な対策を検討する。

(1)-4 対策検討委員会の開催

- ・ 対策の方針について意見、提言を求めるため、必要に応じ対策検討員会を開催する。

- ・ 国、近隣各県、市町村、関係機関・団体等との連携・協力体制を強化する。

(1)-5 緊急事態宣言の措置

※ 県内未発生期の記載を参照

○富山県（県全体あるいは県内のいずれかの区域）が、緊急事態措置を実施すべき区域とされた場合の対応

・県は、政府の基本的対処方針に従い、政府対策本部長が設定した区域において、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請等、まん延防止対策を講ずる。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—実施体制（県内発生早期）— ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議を開催し、新型インフルエンザ等に関する最新情報や県内の発生状況の集約・共有・分析を行い、感染拡大防止のための総合的な対応策や県内感染期に実施する対応策について協議・決定する。 ・ 関係部局に必要な対策を実施するよう指示する。 ・ 国、近隣各県、市町村、指定（地方）公共機関等との連携・協力体制を強化する。 ・ 必要に応じて、危機管理連絡会議を開催し、情報・認識の共有を図り、感染拡大防止のため、各部局が実施する具体的な対策の確認・検討を行う。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、自衛隊や海上保安本部に対して派遣を要請する。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて対策検討委員会を開催し、最新の情報に基づき、県内感染期の医療対応について確認・検討を行う。 ・ 宿日直の実施などにより、休日も含め24時間体制で新型インフルエンザ等に関する情報収集や必要な対応を行う。
人事課 健康課 管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の協議・決定を踏まえ、業務継続計画に基づき、必要な業務の優先実施、そのための体制整備を行うよう指示する。 ・ 各部局に対し、不要不急の出張の自粛を要請する。 ・ 職員への感染予防策の周知を徹底するとともに、健康状態を把握する。 ・ 県庁舎内の感染予防対策を必要に応じて実施する。
総務会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資材等必要な物品の緊急購入について関係課と調整を行う。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部、危機管理連絡会議での協議・決定を踏まえ、業務継続計画、各課が作成した行動マニュアル等において定められた所要の対策を実施するとともに県内感染期において実施する対策について確認・準備を行う。 ・ 出先機関に対して、業務継続計画や行動マニュアル等において定められた所要の対策（感染予防、必要な事業の維持、不急の事業縮小等）が確実に実施されているか確認するとともに、必要な指示を行う。 ・ 直接・間接を問わず、実施する対策については、対策本部及び関係部局に情報提供し、情報の共有化を図る。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際海空港及びその周辺における警戒活動等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

[情報収集]

・国内の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

[サーベイランス]

・海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。

・医療機関等に対して症状や治療等に関する情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報について国から情報を収集する。

・国から、国内の発生状況についてリアルタイムでの情報提供を受けて、国と連携して、必要な対策を実施する。

・国と連携して、平時から行うウイルスサーベイランスに加え、必要に応じて、患者発生サーベイランス等においてウイルス検査を実施する。

[発生対策]

県内で新型インフルエンザ等患者が発生した場合は、直ちに国に報告するとともに、国と連携して積極的疫学調査を実施する。

◆◆◆庁内関係各課等の対応—サーベイランス・情報収集（県内発生早期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握を実施する。 ・国が行う新型インフルエンザ患者の臨床情報の収集に協力する。 ・患者が発生した場合等の積極的疫学調査について、国から専門家チームが派遣された場合は、協力して調査を実施する。 ・インフルエンザ定点医療機関、全数把握に伴う届出医療機関及び学校等の協力を得て、検体を採取する。
文書学術課 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校等（大学・短大等を含む）でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の発生状況や市町村、関係機関・団体の対応状況等について、情報収集を行う。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁から発生状況等について、情報収集を行う。

総合交通政策室 健康課 港湾課	・ 検疫所等の対応状況について、引き続き情報収集を行う。
立地通商課	・ 発生地域において活動している県関係企業の状況について、引き続き情報収集を行う。
観光課	・ 発生地域への旅行者や当該地域からの旅行の状況について、引き続き情報収集を行う。
人事課 文書学術課 児童青年家庭課 生涯学習・文化財室 県立学校課 小中学校課 教職員課 スポーツ・保健課	・ 県内の児童・生徒・職員の状況について、情報収集を行う。 ・ 発生地域に滞在している児童・生徒・職員の状況について、情報収集を行う。 ・ 発生地域から来県している児童・生徒・職員の状況について、関係自治体等と連携して情報収集を行う。
経営支援課	・ 県内の生産活動等が停滞した場合等に、必要に応じて中小企業への影響を調査する。
港湾課	・ 伏木富山港への入港船舶の状況について、引き続き情報収集を行う。
関係各課	・ 県内外の発生状況等について関係省庁、市町村、関係機関・団体から情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

[情報提供]

・ 県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

・ その際には、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

[情報共有等]

・ 国のシステムを利用し、国、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化する。

・メーリングリスト等を活用し、検疫、厚生センター・富山市保健所、医師会、医療機関、消防等関係機関における情報共有体制を強化する。

[コールセンター（相談窓口）の充実・強化]

・国の要請を受けて、相談の増加に応じて、コールセンター（相談窓口）の機能強化を検討・実施する。

・国から、状況の変化に応じたQ&Aの改定版が配布された場合は、厚生センター、市町村等関係機関に配布する。

◆◆◆ 庁内関係各課等の対応—情報提供・共有（県内発生早期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
広報課 健康課 文書学術課 児童青年家 庭課 スポーツ・ 保健課 県立学校課 小中学校課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関、ホームページ等に対し、定期・随時に、国内外の発生・対応状況等について情報提供する。 ・学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 ・インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民からの相談が増加してきた場合は、必要に応じて、相談窓口の機能強化を検討する。国からQ&Aの改定版等が発出された場合は、厚生センター・支所、市町村等関係機関に速やかに送付する。
国際・日本 海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対して関係団体と連携・協力して多言語による情報提供と注意喚起を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対して市町村、関係団体と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。
広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と連携を強化し、県民からの問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、相談窓口の拡充（専用回線の増備、相談時間の延長、要員の増強等）を行う。 ・状況に応じ、ホームページ等のQ&Aの改定版を作成し、県民の不安軽減や感染防止策の周知に努める。 ・市町村、報道機関の協力を得て、感染を疑う者は、診察を受ける前に必ず帰国者・接触者熱相談センターへ電話等により問い合わせるよう、県民に周知徹底する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、市町村に対して、相談窓口の拡充を要請する。 ・状況に応じ、医師会と連携・協力し、医療機関からの相談や問合せに対応する相談窓口を設置する。
国際・日本海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、関係団体と連携・協力して外国人からの相談体制を拡充する（休日を含む）。 ・健康課（相談窓口）と連携し、通訳対応を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者・障害者等からの相談に対応するため、市町村に対し、相談窓口の拡充を要請する。
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・金融相談窓口において、引き続き、中小企業等からの問合せに対応する。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶代理店との連絡を密にして、船舶運行に関する問合せ等に対応する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係機関・団体等に対して発生状況や感染予防策等に関する情報提供や注意喚起を行う。 ・状況に応じ、所管業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口の拡充を検討する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられる各種相談に対して、具体的に分かりやすく適切な相談窓口を教示して、県民等の不安軽減に努める。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止策

① 県は、感染症法に基づき、国と連携して患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

② 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な感染対策を行わず患者に濃厚接触した者は、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象とする。

③ 国及び県は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安をしめすとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・必要に応じ、住民に対し、可能な限りが外出を控えるよう呼びかけを行う。

④国の要請を受け、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

(4)-2 水際対策

- ・国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起に協力する。
- ・国の要請を受けて、発生国からの帰国者・入国者への健康監視を継続する。なお、健康監視は、国の措置の縮小等に伴い内容を見直すこととする。

(4)-3 予防接種

国において進められる特定接種と、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、国、市町村、医師会、医療機関等関係機関と連携を図りながら、協力する。

[住民接種]

- ・国が示す、接種の順位の考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報等について県民に周知を図る。
- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要することを踏まえ、供給が可能になり次第、国の要請を受けて、市町村等関係機関と連携し、接種に関する情報を県民に提供する。
- ・市町村が、原則として、区域に居住する者を対象に集団的接種として実施する予防接種に対し、国、医師会、医療機関等関係機関との連携を図りながら協力する。
- ・ワクチン接種が終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価について、情報収集するとともに関係機関等への情報提供に努める。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 国において行われる、「人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施についての検討の結果」について情報収集し、適切に対応する。

③ 市町村が実施する住民接種への協力

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、市町村が実施する予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種について、関係機関と連携を図りながら協力を実施する。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—予防・まん延防止（県内発生早期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。 ・ 医療機関に対し、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。 ・ 発生国からの帰国者・入国者への必要な健康監視を継続する。なお、健康監視は、国による検疫措置の縮小等に伴い、内容を見直すこととする。
健康課 厚生センタ ー 防災・危機管 理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策を県内において実施することとした場合には、市町村とともに国に協力する。
健康課 文書学術課 スポーツ・保 健課 県立学校課 小中学校課 児童青年家 庭課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の依頼等をもとに、必要な場合には、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 必要に応じ、県民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。 ② 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。 ③ 学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。 ④ 県民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用・咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。 ⑤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を要請する。 ⑥ 県内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう、必要に応じて協力を要請する。 ・ 学校等の設置者に対して、児童・生徒の家庭との連絡体制を確保し、臨時休業中の児童・生徒の健康状態等について把握するよう要請する。 ・ 学校等の設置者に対して、臨時休業中における児童・生徒に対する学習指導、生活指導及び保健指導を適切に行うよう要請する。 ・ 学校等の設置者に対して、臨時休業の際の患者、その家族に対する差別防止に留意するよう要請する。 ・ 県立学校においては、上記と同様の対応を実施する。 ・ 関係団体等に対して、部活動、各種行事、社会体育活動について自粛又は延期を要請する。
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立の公の施設を必要に応じ臨時休業する。必要に応じ県関連施設、市町村立の公の施設の臨時休業を要請する。 ・ 県主催のイベント・行事等について中止、又は延期する。 ・ 県共催のイベント・行事等について、主催者に対し開催の自粛又は延期を要請する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動の自粛要請について県民の理解と協力を得るため、市町村、報道機関、関係団体等と連携・協力し、あらゆる手段を活用する。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課 医務課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。 ・通所型の社会福祉施設等に対して、必要に応じ臨時休業の要請等を行うとともに、家族との連絡体制の確保や、臨時休業中の利用者の健康状態等の把握、必要な生活支援の実施を要請する。 ・事業者に対して、社会福祉施設等の臨時休業により、休まざるを得なくなった従業員の勤務への配慮を行うよう要請する。
観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省が提供する感染症関連情報について、適宜、登録旅行業者等に対して情報提供を行う。 ・観光関連事業者に対して、旅行者に新型インフルエンザ等の疑いがある場合は、迅速に厚生センター・支所へ連絡することを周知するよう要請する。
国際・日本海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券の発給申請者に対して、渡航情報の提供・注意喚起を継続する。
農業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家に対して、関係者以外の畜舎等への立ち入り制限及び消毒の徹底を指示する。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木富山港における国際埠頭施設内の出入管理を引き続き強化する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察が主催、又は共催する集会、催事等の不特定多数が集まる活動について、延期し又は中止するとともに、関係機関に対して不特定多数の集まる活動の自粛を要請する。
人事委員会 教職員課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員採用試験、教員採用検査等の実施可否や実施方法、感染予防策や、受験者の健康確認、発熱時の対応等を検討する。 ・受験申込者に対して、対応状況を周知するとともに、問合せに対応する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学、県立の学校・学園等を臨時休業とする。 ・臨時休業中の生徒等の健康状態等について把握するとともに、休業中における学習指導等を適切に行う。

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

・国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

・患者等が増加してきた段階においては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き国が行う要請を受けて、帰国者・接触者外来を指定しての

診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(5)-2 患者への対応等

・県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

・県は、国と連携し、必要と判断した場合に、富山県衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。

・県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(5)-3 医療機関等への情報提供

・引き続き、国が行う新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬

・国の要請を受けて、県内感染期に備え、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう医療機関に対し要請する。

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

・国が実施する県警察等への指導・調整に応じて、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を実施する。

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

[医療等の確保]

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

◆◆◇ 庁内関係各課等の対応—医療（県内発生早期）—◇◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課 医務課 厚生センタ ー 衛生研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。帰国者・接触者外来を 21 箇所に増設するとともに、必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。また、これらの医療提供体制の周知を図る。 ・ 公的病院等協力医療機関に入院病床の確保を要請する。（最大 1,000 床） ・ 次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき入院勧告を行い、必要に応じて感染症指定医療機関等への搬送を行う。 ② 必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査を行う。患者数が増加した段階では、PCR 検査は重症患者等に限定して行う。 ③ 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、必要に応じて感染症指定医療機関等に搬送する。 ・ 国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。 ・ 状況に応じ、厚生センター・支所に設置している帰国者・接触者相談センターの相談体制を強化する。 ・ 聴覚障害者等の利便性向上のため、ファクシミリでの相談にも対応する。 ・ 状況に応じ、市町村に対して、帰国者・接触者相談センターの設置を要請する。 ・ ポスターや広報誌等の活用や、市町村、報道機関の協力を得て、感染を疑う者は、診察を受ける前に必ず帰国者・接触者相談センターへ電話等により問い合わせるよう、県民に周知徹底する。 ・ 必要に応じて、衛生研究所の検査に加え、国立感染症研究所に検査を依頼する。 ・ 4 医療圏毎の協議会等で、在宅医療体制、患者搬送、開業医等の協力体制等の確認を行う。 ・ 入院医療機関において医療資器材の確保がなされているか把握し、必要に応じて支援する。
くすり政策課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内感染期に備え、各医療機関に対する抗インフルエンザウイルス薬の適正使用について、引き続き、関係団体を通じるなどして、周知徹底を図るとともに、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に対し要請する。 ・ 薬局における服薬指導体制やファクシミリによる処方箋の応需体制の整備を要請する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品卸売販売業者、医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認するとともに、適正な流通を確保する。 ・県の行政備蓄薬の配送方法について医薬品卸売販売業者と確認するなど放出の準備を行う。
環境政策課 医務課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、市町村や、医療機関、廃棄物処理業者、関係団体に対して、周知・指導を行う。
消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の救急搬送の増加に備え、各消防本部に対して、体制を強化し、隊員の感染防護を確実にを行うよう要請する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等を行う。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ・国が全国の事業者に対し要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組の開始について、事業者にも周知する。

(6)-2 県民・事業者への呼びかけ

- ・新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

- 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 事業者の対応等【国、指定（地方）公共機関】

- ・国は、全国の事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。
- ・指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。

①-2 電気及びガス並びに水の安定供給【指定（地方）公共機関】

- 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを

安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

①-3 運送・通信・郵便の確保【指定（地方）公共機関】

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

② サービス水準に係る国民への呼びかけ【国】

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 緊急物資の運送等【国、県】

・国及び県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

・国及び県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国、市町村と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑤ 犯罪の予防・取締り

県警察は、国の指導・調整のもと、混乱に乗じて発生が予想される各

種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—県民生活・県民経済の安定の確保
(県内発生早期)—◇◆◇

●ライフラインの確保

担 当	対 応 内 容
防災・危機管理課 環境保全課 生活衛生課 商工企画課 都市計画課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化等の準備について、引き続き、関係団体を通じるなどして、事業者に周知する。 ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みについて、事業者に周知する。 ・ ライフライン事業者に対して、エネルギー等の安定供給に支障がないよう、事業継続計画等に基づき、従業員の感染防止策の徹底、必要に応じて代替要員の確保を行うなど、所要の対策を実施するよう協力要請する。 ・ ライフライン事業者に対して、ライフラインの確保に支障が生じる場合は、県等に連絡するよう要請する。 ・ ライフライン事業者に対して、国・県等が提供する情報等に注意するとともに、各事業所において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、局内の情報・認識の共有を図り、企業局が実施する事業の優先順位の絞込みや、職員の感染防止のため、各課が実施する具体的な対策の確認・検討を行う。 ・ 所要の対策を実施するとともに、県内感染期においても電気・水道・工業用水道事業を維持するため、資材、要員の確保等の必要な準備を行う。

●食料品・生活必需品の確保

担 当	対 応 内 容
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等のまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を行う。
県民生活課 くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品卸売販売業者や主なドラッグストア等にマスク、消毒薬等の流通状況を確認し、必要に応じて、事業者団体等に安定供給を要請する。
厚生企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村から要請があった場合に備え、緊急災害用備蓄品（災害救助物資）の搬送体制の確認を行う。

商工企画課 商業まちづくり課 農産食品課 農業技術課 水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害対策について関係団体と連携して対応する。 ・事業者団体等に対して、国・県等が提供する情報に注意するとともに、各事業所において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。
--	--

●公共交通機関への対応

担 当	対 応 内 容
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。運行については、政府において検討される対応方針について確認し、周知を図る。

●社会的弱者への支援

担 当	対 応 内 容
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体等に対し、在宅の高齢者、障害者、ひとり親世帯等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食料品・生活必需品の配布等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握と必要な支援の準備を行うよう要請する。 ・入所型の社会福祉施設に対して、従業員の健康管理の徹底や食料品・生活必需品等の備蓄、サプライチェーンの確保、少ないスタッフでの入所者への食事提供や介護・看護ができる体制を確立するよう要請する。 ・必要に応じて、介護職員等の不足に備え、介護職員等の派遣について、関係団体に協力を要請する。 ・親又は養育者の罹患に伴う児童等の一時保護又は施設への入所措置について体制を整備する。

●治安・消防等の維持

担 当	対 応 内 容
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の留置施設における感染予防等のため、留置業務担当者に対する予防策を徹底するとともに、施設に収容された者の感染が確認された場合における感染拡大防止・早期診療等の必要な措置を的確に講じる。
消防課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関に対して、所要の対策を実施するとともに、消防・救急機能を維持するための体制を強化するよう要請する。 ・消防庁より救急需要の増大に対する要員、資器材の確保に関する情報を受けた場合、速やかに消防機関へ要請する。

●遺体への対応

担 当	対 応 内 容
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、火葬者数の拡大に対応できるような火葬体制を準備するよう要請する。 ・火葬能力について随時把握するとともに、市町村及び近隣各県との情報の共有化を図る。 ・市町村と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

●事業者への対応

担 当	対 応 内 容
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、中小企業に対する金融支援を検討する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する関係機関・団体等を通じて、事業者に対し、国等が提供する情報に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について、必要に応じて見直しを行うよう要請する。

5 県内感染期

(県内感染期)

・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

・国内では、国内感染期にある。

(国内感染期)

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 県民生活・県民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内の発生状況等から、本県の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の国民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、国と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 国における基本的対処方針の変更

基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、国において変更される国内感染期の基本的対処方針について周知を図る。

[県内感染期移行の判断]

・対策本部は、専門家の意見を踏まえ、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態等にあると判断した場合は、必要に応じて国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、必要な対策について、協議・決定し、国の基本的対処方針を踏まえ、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。

・危機管理連絡会議を開催し、県内の発生状況や社会的・経済的被害等に関する情報の集約・共有・分析を行うとともに、必要な対策を検討する。

[対策検討委員会の開催]

・対策の方針について意見、提言を求めるため、必要に応じ対策検討委員会を開催する。

・国、市町村、関係機関・団体等との連携・協力体制を強化する。

・近隣各県の対策本部と情報交換し広域的な連携を図る。

・県の業務継続計画に基づき、県庁機能を確保するため、必要な部署への職員配置を調整する。

(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応 —実施体制（県内感染期）— ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 防災・危機 管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部会議を開催し、最新の情報に基づき、被害を最小限に抑えるための対策について協議・決定する。 ・ 近隣各県の対策本部と情報交換し広域的な連携を図る。 ・ 必要に応じ、国や他県及び関係機関に対し応援要請を行う。 ・ 必要に応じて危機管理連絡会議を開催し最新の情報に基づき、被害を最小限に抑えるため、各部局が実施する具体的な対策について確認・検討を行う。
防災・危機 管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、自衛隊や海上保安部に対して派遣を要請する。
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて対策検討委員会を開催し、最新の情報に基づき、健康被害を最小限に抑えるための医療対応について確認・検討を行う。 ・ 宿日直の実施などにより、休日も含め24時間体制で新型インフルエンザ等に関する情報収集や必要な対応を行う。
人事課 管財課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画に基づく業務の遂行上、感染等による人員の不足等が生じた場合は、部局間の職員配置の調整を行う。 ・ 県庁舎内の感染予防策を実施する。 ・ 職員への感染予防策の周知を徹底し、職員の健康状況を把握する。
総務会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資材等必要な物品の緊急購入について関係課と調整を行う。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部、危機管理連絡会議での協議・決定を踏まえ、業務継続計画、各課が作成した行動マニュアル等において定められた所要の対策を実施する。 ・ 出先機関に対して、業務継続計画や行動マニュアル等において定められた所要の対策（感染予防、必要な事業の維持、不急の事業縮小等）が確実に実施されているか確認するとともに、必要な指示を行う。 ・ 直接・間接を問わず、実施する対策については、対策本部及び関係部局に情報提供し、情報の共有化を図る。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官の健康管理を徹底し要員の確保を図るとともに、必要な物資を確保するなど警察機能の維持に努める。 ・ 警察の留置施設における感染予防等のため、留置業務担当者に対する予防策を徹底するとともに、施設に収容された者の感染が確認された場合における感染拡大防止・早期診療等の必要な措置を的確に講じる。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県内外の新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き国等

を通じて必要な情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

・季節性インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。ただし、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスと学校サーベイランスに移行する。

・国からの国内の発生状況に関する情報の提供を受けて、国と連携し、必要な対策を実施する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—サーベイランス・情報収集（県内感染期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの国内の発生状況に関する情報の提供を受けて、必要な対策を実施する。 ・近隣各県の発生状況等について情報収集する。 ・県内の発生状況や市町村、関係機関・団体の対応状況等について、情報収集を行う。
文書学術課 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等（大学・短大等を含む）における集団発生 of 把握の強化について、通常のサーベイランスに戻す。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁から発生状況等について、情報収集を行う。
人事課 文書学術課 児童青年家庭課 生涯学習・文化財室 県立学校課 小中学校課 教職員課 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の児童・生徒・職員の状況について、情報収集を行う。
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、中小企業への影響調査の対象を拡充する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生状況等について関係省庁、市町村、関係機関・団体等から情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

[情報提供]

・引き続き、県民に対し、県内外の発生状況と具体的な対策等について、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

・特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流

行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。

[情報共有等]

・国、他都道府県、市町村や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。

[コールセンター（相談窓口）の継続]

・国の要請を受けて、コールセンター（相談窓口）の継続又は拡充を行う。

・国から状況の変化に応じたQ & Aの改定版が配布された場合は、厚生センター、市町村等関係機関に配布する。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応—情報提供・共有（県内感染期）— ◇◆◇

担 当	対 応 内 容
広報課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と連携を強化し、県民への適切な情報提供や問合せ内容に応じた専門相談窓口の紹介等を行う。
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、相談窓口の拡充（専用回線の増備、相談時間の延長、要員の増強等）を行う。 ・状況に応じ、ホームページ等のQ & Aの改定版を作成し、県民の不安軽減や感染防止策等の周知を強化する。 ・状況に応じ、市町村に対して、相談窓口の拡充を要請する。 ・状況に応じ、医師会と連携・協力し、医療機関からの相談や問合せに対応する相談窓口を拡充する。医師会と連携・協力し、医療機関からの相談等に対応する専任職員を配置する。
広報課 健康課 文書学術課 児童青年家 庭課 スポーツ・ 保健課 県立学校課 小中学校課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関、ホームページ等により、定期・随時に、国内外の発生・対応状況等について情報提供する。 ・学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 ・県内感染期への移行については、受診の方法や患者となった場合の対応等の対策の切り替えに関して、分かりやすく、かつ、速やかに県民、関係機関等に周知する。 ・県民に対して冷静な対応等について呼びかけ等を行う。 ・市町村等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を引き続き継続し、対策の方針等を伝達するとともに、流行状況等を的確に把握する。
国際・日本 海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対して関係団体と連携・協力して多言語による情報提供と注意喚起を行う。 ・関係団体と連携・協力して外国人からの相談を受け付ける（休日を含む）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康課（相談窓口）と連携し、通訳対応を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対して市町村、関係団体と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。 ・状況に応じ、在宅の高齢者・障害者等からの相談に対応するため、市町村に対し、相談窓口の拡充を要請する。
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、金融相談窓口の相談体制を拡充する。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶代理店と連絡を密にして、船舶運行に関する問合せ等に対応する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・寄せられる各種相談に対して、具体的に分かりやすく適切な相談窓口を教示して、県民等の不安軽減に努める。
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を継続するとともに、国からQ & Aの改定版等が発出された場合は、厚生センター・支所、市町村等関係機関に速やかに送付する。 ・状況に応じ、所管業務に関する専門的な相談に対応するための相談窓口を拡充する。 ・県内の発生状況等について、近隣各県に情報提供する。

（４）予防・まん延防止

[県内での感染拡大防止策]

- ・国及び県等は、業界団体等を経由し、または直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・住民、事業所、社会福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。

- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

- ・国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

- ・県内感染期となった場合、患者の治療を優先することから、国の要請を受けて、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう、医療機関に対し要請する。患者の同居者に対する予防投与については、継続の有無に係る国の決定に基づき、対応する。

- ・ 県内感染期となった場合、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

◇◆◇ 庁内関係各課等の対応 —予防・まん延防止（県内感染期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の濃厚接触者を特定しての措置は中止する。
健康課 文書学術課 スポーツ・保 健課 県立学校課 小中学校課 児童青年家 庭課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の依頼等をもとに、必要な場合には、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 県民に対し、可能な限り外出を控えるよう引き続き要請する。 ② 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう引き続き要請する。 ③ 学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう引き続き要請する。 ④ 県民、事業所、社会福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスクの着用・咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を引き続き要請する。 ⑤ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底及び事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小を引き続き要請する。 ⑥ 県内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう必要に応じて協力を引き続き要請する。 ・ 県立の公の施設を臨時休業する。県関連施設、市町村立の公の施設の臨時休業を要請する。 ・ 県主催のイベント・行事等について中止、又は延期する。 ・ 県共催のイベント・行事等について、主催者に対し開催の自粛又は延期を要請する。 ・ 社会活動の自粛要請について県民の理解と協力を得るため、市町村、報道機関、関係団体等と連携・協力し、あらゆる手段を活用する。
文書学術課 スポーツ・保 健課 県立学校課 小中学校課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の臨時休業の状況を把握する。 ・ 学校等の設置者に対して、児童・生徒の家庭との連絡体制を確保し、臨時休業中の児童・生徒の健康状態等について把握するよう要請する。 ・ 学校等の設置者に対して、臨時休業中における児童・生徒に対する学習指導、生活指導及び保健指導を適切に行うよう要請する。 ・ 学校等の設置者に対して、臨時休業の際の患者、その家族に対する差別防止に留意するよう要請する。 ・ 県立学校においては、上記と同様の対応を実施する。 ・ 関係団体等に対して、部活動、各種行事、社会体育活動について自粛又は延期を要請する。

高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家 庭課 健康課 医務課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。 ・通所型や短期入所型の社会福祉施設等（保育施設、デイサービス事業所、ショートステイ事業所、小規模多機能型事業所、障害福祉サービス施設等）の臨時休業の状況を把握する。 ・通所型の社会福祉施設等に対して、家族との連絡体制の確保や、臨時休業中の利用者の健康状態等の把握、必要な生活支援の実施を要請する。 ・事業者に対して、社会福祉施設等の臨時休業により、休まざるを得なくなった従業員の勤務への配慮を行うよう要請する。
農業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家に対して、関係者以外の畜舎等への立ち入り制限及び消毒の励行を指示する。
港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ・伏木富山港における国際埠頭施設内の出入管理を引き続き強化する。
人事委員会 教職員課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・県職員採用試験、教員採用検査等の実施可否や実施方法、感染予防策や、受験者の健康確認、発熱時の対応等を検討する。 ・受験申込者に対して、対応状況を周知するとともに、問合せに対応する。
関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学、県立の学校・学園等の臨時休業中の生徒等の健康状態等について把握するとともに、休業中における学習指導等を適切に行う。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察が主催、又は共催する集会、催事等の不特定多数が集まる活動について、延期し又は中止するとともに、関係機関に対して不特定多数の集まる活動の自粛を要請する。

(4)-2 水際対策

県内発生早期の記載を参照

(4)-3 予防接種

国において実施される特定接種と、市町村において予防接種法第6条第3項に基づき実施される新臨時接種について、県は関係機関と連携を図りながら協力する。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。
- ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間

を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。県は、要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 国が特措法第46条に基づき進める住民に対する予防接種について、県は関係機関と連携を図りながら協力する。

(5) 医療

(5)-1 患者への対応等

国の要請を受けて、次の措置を行う。

（県内感染期における対応）

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

(5)-2 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を迅速に提供する。

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・国が実施する、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の調査に協力する。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の把握に努め、患者の発生状況を踏まえ、県内で抗インフルエンザウイルス薬の不足が生じるおそれがある場合には、県の備蓄分を放出する。

[抗インフルエンザウイルス薬の国備蓄分の供給依頼]

- ・県の備蓄分の放出後、さらに、県内で抗インフルエンザウイルス薬が不足するおそれがある場合は、国へ供給依頼を行う。

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

- ・市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者に対応する。

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

- ・国の指導・調整のもと、県警察は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

② 県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関において、定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

◆◆◆ 庁内関係各課等の対応—医療（県内感染期）— ◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課 医務課 厚生センタ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的病院等協力医療機関に入院病床を確保する。 （最大 1,000 床） ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 ・ 4 医療圏毎の協議会等で在宅医療体制、患者搬送、開業医等の協力体制等の協力要請を行う。 ・ 新型インフルエンザの重症入院患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握やその情報提供に努める。 ・ 市町村とともに、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援等を行う。 ・ 2 次医療圏等の圏域を単位として、厚生センター等を中心として、医師会・医療機関等地域の関係者と連携を図り、地域の実情に応じた医療体制を整備する。
くすり政策課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。 ・ 医薬品卸売販売業者、医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を確認するとともに、適正な流通を確保する。 ・ 県内で抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握に努め、不足が生じるおそれがある場合には、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業協同組合を通じて、放出する。 ・ 県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を放出した以後、さらに、県内で抗インフルエンザウイルス薬が不足するおそれが生じていることを確認した場合には、国へ供給依頼を行う。 ・ 薬局に対して、慢性疾患等を有する患者等について電話での服薬指導等を検討する。 ・ 薬局におけるファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋の応需体制を確認する。
高齢福祉課 障害福祉課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅療養の支援体制について、医師会・医療機関等関係機関と連携し確認する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

- ・ 国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施や事業継続について、事業者に周知する。

- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に要請する事業継続に向けた取組みについて、事業者に周知する。

・国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等の確認作業に協力する。

(6)-2 県民・事業者への呼びかけ

県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ・ 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による被害状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

② 電気及びガス並びに水の安定供給 県内発生早期の記載を参照

③ 運送・通信・郵便の確保 県内発生早期の記載を参照

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

国が実施する、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握と、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことについての呼びかけに、協力する。

⑤ 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

⑥ 特措法第 55 条に基づく物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や、当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等
- ・ 国、県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を特措法第 59 条に基づき行う。
 - ・ 国、県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
 - ・ 国、県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。
- ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援
- 市町村が国の要請を受けて実施する、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について協力する。
- ⑨ 犯罪の予防・取締り
- 引き続き、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。
- ⑩ 埋葬・火葬の特例等
- ・ 国の要請を受けて、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
 - ・ 国の要請を受けて、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
 - ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—県民生活・経済の安定の確保（県内感染期）—◇◆◇

●ライフラインの確保

担 当	対 応 内 容
防災・危機管理課 環境保全課 生活衛生課 商工企画課 都市計画課等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における感染予防策の実施や事業継続に不可欠な重要業務への重点化について、関係団体等を通じるなどして事業者へ周知する。 ・ 社会機能の維持に関わる事業者に係る事業継続に向けた取組みについて、関係団体等を通じるなどして、事業者へ周知する。 ・ 国が行う事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザによる被害状況等の確認作業に協力する。 ・ ライフライン事業者に対して、エネルギー等の安定供給に支障がないよう、事業継続計画等に基づき、従業員の感染防止策の徹底、必要に応じて代替要員の確保を行うなど、所要の対策を徹底するよう要請する。 ・ ライフライン事業者に対して、ライフラインの確保状況等について、県等に連絡するとともに、県民に対して適切に情報提供するよう要請する。 ・ ライフライン事業者に対して、国・県等が提供する情報に注意するとともに、各事業所において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、局内の情報・認識の共有を図り、電気・水道・工業用水道事業において優先事業への職員配置、資材の確保など、所要の対策を徹底する。 ・ 状況に応じ、他部局からの職員配置を要請する。

●食料品・生活必需品の確保

担 当	対 応 内 容
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価の安定を確保するため、県内の物価動向等について監視を行うとともに、生活関連物資の安定供給について事業者団体等に要請する。
県民生活課 くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品卸売販売業者や主なドラッグストア等にマスク、消毒薬等の流通状況を確認し、必要に応じて、事業者団体等に安定供給を要請する。
厚生企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村から食料品・生活必需品の供給要請があった場合は、速やかに、緊急災害用備蓄品（災害救助物資）を提供できるよう、搬送体制を維持する。
商工企画課 商業まちづくり課 農産食品課 農業技術課 水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風評被害対策について関係団体と連携して対応する。

●公共交通機関の対応

担 当	対 応 内 容
総合交通政策室	・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。運行については、政府において検討される対応方針について確認し、周知を図る。

●社会的弱者への対応

担 当	対 応 内 容
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う在宅の高齢者、障害者等の社会的弱者への支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食料品・生活必需品の配布等）、搬送、死亡時の対応等の実施について、市町村に周知する。 ・入所型の社会福祉施設に対して、従業員の健康管理の徹底や食料品・生活必需品等の備蓄、サプライチェーンの確保、少ないスタッフでの入所者への食事提供や介護・看護ができる体制を確立するよう要請する。 ・介護職員等の不足が生じた場合には、介護職員等の派遣について、関係団体に協力を要請する。 ・親又は養育者の罹患に伴う児童等の一時保護又は施設への入所措置を行う。

●治安・消防等の維持

担 当	対 応 内 容
警察本部	・犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。
消防課	・各消防機関に対して、隊員の健康管理を徹底し要員の確保を図るとともに、必要な物資を確保するなど、消防・救急機能の維持を要請する。

●遺体への対応

担 当	対 応 内 容
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力について随時把握するとともに、市町村及び近隣各県との情報の共有化を図る。 ・市町村と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を遺体の搬送作業及び火葬作業の従事者等に渡すよう調整する。 ・市町村に対して、可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。 ・国の要請を受けて市町村が行う一時的に遺体を安置する施設等の確保について、市町村に周知する。
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。 ・医師会及び関係機関と連携し、多数死体の死体見分を実施する。

●事業者への対応

担 当	対 応 内 容
経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、中小企業に対する金融支援策を講ずる。

6 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目的：

- 1) 県民生活・県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

[小康期移行の判断]

○対策本部は、専門家の意見を踏まえ、小康期に入ったことを公表するとともに、新たな発生や流行に備えるため県が実施する総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。

(1) 実施体制

(1)-1 国における基本的対処方針の変更

国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き変更される基本的対処方針、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針について、周知を図る。

(1)-2 緊急事態解除宣言

国において、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者の数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に

勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長において速やかに決定されることとなっている。

(1)-3 対策の評価・見直し

国において実施される、これまでの各段階における対策に関する評価と、必要に応じて行われる、政府行動計画、ガイドライン等の見直しについて、情報提供を受ける。

これらを踏まえ、必要に応じて、危機管理連絡会議、対策検討委員会等を開催し、これまでの各発生段階における対策に関する評価を行うとともに、国の行うガイドライン、指針、勧告等の見直しに合わせ、必要に応じ、行動計画、業務継続計画等の見直しを行う。

(1)-4 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザ等により患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなった時、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表がされた時、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止された時に、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。

(1)-5 県対策本部の廃止

政府対策本部が廃止された時は、県は県対策本部を廃止する。市町村は市町村対策本部を速やかに廃止する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—実施体制（小康期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部において、専門家の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言するとともに、新型インフルエンザに関する情報の集約・共有・分析や、新たな発生や流行に備えるため県が実施する総合的な対策について協議・決定し、関係 部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。 ・ これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直し行う。
人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の協議・決定を踏まえ、業務継続計画の発動により縮小・中断していた業務を再開する。 ・ これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、業務継続計画の見直しを行う。 ・ 職員の健康状況を把握し、通常の勤務体制に移行する。

関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの各発生段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、対応マニュアル等の見直しを行う。 ・職員の健康状況を把握し、通常の勤務体制に移行する。
------	---

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 国際的な情報収集

- ・国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き国等を通じて必要な情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

- ・インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

◆◆◆庁内関係各課等の対応—サーベイランス（小康期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。 ・発生状況、県民生活への影響等について国、市町村、関係機関・団体等から情報収集を行う。 ・近隣各県の発生状況等について情報収集を行う。
文書学術課 スポーツ・保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等（大学・短大等を含む）でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。
防災・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁から発生状況等について、情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ・引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・県民、市町村、関係機関等から寄せられた情報等について、必要に応じて国に提供するとともに、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(3)-2 情報共有

- ・国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達するとともに、現場での状況を把握する。

(3)-3 コールセンター（相談窓口）等の縮小

- ・国の要請を受けて、コールセンター（相談窓口）等を縮小する。

(3)-4 県内での感染拡大防止策

- ・県内の流行状況を踏まえ、国から示される、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安について、関係機関等に周知する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—情報提供・情報共有（小康期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
広報課 健康課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・県民、市町村、関係機関等から寄せられた情報等について、必要に応じて国に提供するとともに、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。 ・国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達するとともに、現場での状況を把握する。
国際・日本海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対して関係団体と連携・協力して多言語による情報提供と注意喚起を行う。
高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対して、市町村、関係団体と連携・協力して情報提供と注意喚起を行う。
健康課 厚生センター 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 水際対策

- ・国において、海外での発生状況を踏まえつつ、内容を順次見直す渡航者等への情報提供・注意喚起に協力する。

(4)-2 予防接種

- ・市町村が、流行の第二波に備え、市町村が予防接種法第6条第3項に基づき実施する新臨時接種について、関係機関と連携を図りながら協力する。

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

○緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

[予防接種]

市町村が流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づき実施する住民接種について、国及び関係機関と連携を図りながら協力する。

◆◆◆庁内関係各課等の対応—予防・まん延防止（小康期）—◆◆◆

担 当	対 応 内 容
健康課 文書学術課 スポーツ・保健課 県立学校課 小中学校課 高齢福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の流行状況を踏まえ、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安について、関係機関等に周知する。 ・自粛要請の解除について周知するため、市町村、報道機関、関係団体等と連携・協力し、あらゆる手段を活用する。
国際・日本海政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況を踏まえて、旅券申請者に対する情報提供、注意喚起の内容を順次見直す。
農業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家に対して関係者以外の畜舎等への立ち入り制限及び消毒の励行を引き続き指示する。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

- ・国と連携して、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- ・不足している医療資器材や医薬品に関して調整を行い、国と連携して、確保に努める。

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

- ・国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針について、関係機関に周知を図る。

- ・国及び県は、流行の第二波に備え、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・必要に応じ、国内感染期（県内感染期）に講じた措置を適宜縮小・中止する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—医療（小康期）—◇◆◇

担 当	対 応 内 容
健康課 医務課 くすり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の要請を受けて、次の措置を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。 ② 不足している医療資器材や医薬品に関して調整を行い、確保に努める。 ・ 国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を関係機関に周知する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

国が、必要に応じて国民に対して実施する食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけと、事業者に対して実施する食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないような要請に対し、協力する。

(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開

- ・ 国が行う、事業者が業務を再開しても差し支えがない旨の周知に協力する。
- ・ 国が、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し実施する、これまでの被害状況等の確認についての要請と、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう行う支援について、協力する。

② 新型インフルエンザがまん延し、中小企業等の事業者の経営の安定に必要と考えられる場合に、国及び政府系金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じるよう要請する。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する国の対応について、周知を図る。
- ・ 国、市町村、指定（地方）公共機関と連携し、国内及び県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

◇◆◇庁内関係各課等の対応—県民生活・県民経済の安定の確保（小康期）—◇◆◇

●ライフラインの確保

担 当	対 応 内 容
防災・危機管理課 環境保全課 生活衛生課 商工企画課 都市計画課 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う、事業者が業務を再開しても差し支えがない旨の周知に協力する。 ・社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・国等が提供する情報に注意するとともに、業務継続計画等について必要に応じて見直しを行う。

●食料品・生活必需品の確保

担 当	対 応 内 容
県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の物価動向等について引き続き監視を行う。 ・流行の第二波に備えるとともに、必要に応じて、生活関連物資等の安定供給について事業者団体等に要請する。
商工企画課 商業まちづくり課 農産食品課 農業技術課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体等に対して、国等が提供する情報に注意するとともに、各事業者において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。

●公共交通機関の対応

担 当	対 応 内 容
総合交通政策室	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、国等が提供する情報に注意するとともに、各事業所において策定した事業継続計画等について必要に応じて見直しを行うよう要請する。

●社会的弱者への対応

担 当	対 応 内 容
高齡福祉課 障害福祉課 児童青年家庭課 健康課	・市町村、関係団体等に対し、流行の第二波に備えて、準備を行うよう要請する。

●治安・消防等の維持

担 当	対 応 内 容
消防課	・各消防機関に対して、流行の第二波に備えた対応を講じるよう要請する。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における郵便の確保	
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
炭製品製造業			生時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガ	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス、ガソリンスタンド)	生時におけるLPガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して	区分 1 区分 2	防衛省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う⁹²鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。(内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁)

(1)-2 国際間の連携

- ① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。情報収集源としては、以下のとおりとする。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
 - ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）

⁹² WHOは必要に応じグローバルアラートを行う。

- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（厚生労働省）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。（内閣官房、厚生労働省）

(3)-2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

- ① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。（外務省、厚生労働省、文部科学省）

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 水際対策

- ① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。
- ② 検疫所は、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについては、有症者

の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)

(4)-2-2 疫学調査、感染対策

- ① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施を要請する。(厚生労働省)
- ③ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。(厚生労働省)
- ④ 国は、国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

- ① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(関係省庁)
- ② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。(関係省庁)
 - ・ 都道府県との連携を密にし、防疫指針に則した都道府県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を支援する。(農林水産省)
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁)

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ③ 国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

国は、都道府県等に対し、以下について要請する。(厚生労働省)

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供すること及び医療機関等に周知することを要請する。
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。